

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）	金商法
金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）	金商法施行令
金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）	金商業等府令
金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和 3 年内閣府令第 35 号）	金融サービス仲介業者等府令
主要行等向けの総合的な監督指針	主要行等向け監督指針
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	中小・地域金融機関向け監督指針
主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ－３－２－２（４）①～④又は中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－４－２－２（４）①～④	監督指針記載の 4 要素
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	金商業者等監督指針
銀行制度等ワーキング・グループ報告－経済を力強く支える金融機能の確立に向けて－	銀行制度等WG報告

	コメントの概要	金融庁の考え方
○銀行法施行規則		
全般		
1	今回の業務範囲規制の見直しに伴い、改正前に監督指針やパブコメ回答、ノーアクションレター、個別解釈等により認められていた業務の一部が銀行法施行規則に明文化されるなど、法令上の建付け・位置づけについて見直しされた部分があると理解。本改正に伴って、これらの従来から認められてきた業務について改正後に認められなくなる部分はないとの理解でよい。その場合、法令上の建付け・位置づけが見直された部分であっても、過去のパブコメ回答やノーアクションレター等は引続き解釈上の根拠として参考になる部分があると考えている。	ご理解のとおり、これまで監督指針やパブリックコメントの回答等により、銀行・銀行グループが営むことができるとされてきた業務が認められなくなる部分はありません。
第 13 条の 2 の 5（地域の活性化等に資する業務）関係		
▽全般		
2	改正銀行法第 10 条第 2 項第 21 号の「当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの」における「当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務」であるかどうかは、内閣府令に定める業務該当性とは「独立して別個に」、その該当性について検討しなければならないという読み方でよい。	銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 は、銀行の付随業務として規定された銀行法第 10 条第 2 項第 21 号の「当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの」を受けて、その具体的な内容を規定するものですので、銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 に規定する業務に該当すれば（なお、同条柱書に規定する要件も充足する必要があります。）、銀行法第 10 条第 2 項第 21 号に掲げる業務に該当することになります。
3	「経営資源を主として活用」という場合、最後は個別判断になるものと思うが、例えば辞書（広辞苑）では「主として」を「（ある物事の）特に中心になるものとして」として記載されているように、既存の銀行の保有資源を中心に活用する場合には、他の資源を外部から調達した場合でも、該当性が認められる可能性が高いという理解でよい。 そして、何ををもって「主として」といえるかは、当該業務について、当該経営資源の金銭的価値、当該経営資源を用いる時間、当該経営資源の物理的規模等を総合的に勘案して「主として」といえれば足り、例えば外部から調達した資源が当該業務に「欠くことができない」場合であっても、直ちに当該業務の本号該当性が否定されるわけではないという理解でよい（例	「経営資源を主として活用」に係る留意点は、主要行等向け監督指針Ⅴ－３－２－１（１）に記載のとおりです。

	例えば、銀行のコンサルタント業務において、海外進出支援の際に、具体的な情報提供の内容は外部委託先を活用する場合等を想定している。）。 また、銀行グループ内の会社が他の資源を提供する場合においては、アームズレングスルールを満たす限り、「主として」該当性は柔軟に解してもよい。 このほか、改正銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 の「当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源に加えて、当該業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあつては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。」については、「当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがない」、すなわち当該銀行「全体」の業務の健全性、適切性に支障を及ぼすおそれがないければ足りるという理解でよい。	
4	東京一極集中をさらに加速させ地方創生に逆行するような業務（地方拠点の廃止や人員整理を中心としたリストラクチャリング施策に関する経営相談業務や、大都市圏の転職斡旋業者や職業訓練機関から受託して若者の大都市圏移住を推進する広告や宣伝を行う業務など。）であったとしても、銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 の文言に則した業務であれば銀行や銀行業高度化等会社が行っても違法とはならないとの理解でよい。	今回の改正は、銀行制度等WG報告に記載の『金融機関は、自らが持続可能なビジネスモデルを構築した上で、日本経済の回復・再生を支える「要」として以下の役割を果たしていくことが期待される。 ● 人口減少や少子高齢化に直面する地域の社会経済の課題解決に貢献すること ● ポストコロナに向けて対応を進める企業・産業を力強く支援すること ● 「目利き力」をさらに強化し、成長分野に資金を供給すること』 との観点を踏まえたものでありますので、金融機関にはこのような改正の趣旨を踏まえ、業務に取り組んでいただく必要があります。
5	本改正案は、令和 3 年銀行法改正法の委任を受けて制定される内閣府令の改正案であるところ、本条第 2 号及び第 3 号は、委任の趣旨に反し、違法との疑義があるように思われる。 すなわち、本改正案は、例示付随業務として、「地域の活性化に資する業務」を新設するものであるため、銀行業務範囲規制の趣旨である本業専念・異業種リスクの遮断・銀行の利益相反防止やその他付随業務該当性の判断基準を明確化した主要行向けの総合的監督指針上のその他付随業務該当性の判断基準に照らして、例示付随業務として実質的に説明の可能な業務を内閣府令で定めることが委任の趣旨と解されるところ、第 2 号及び第 3 号については、それぞれ下記の理由（※）から、委任の趣旨に反するのではないかとと思われる。このため、各号を	銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 2 号及び第 3 号は、銀行の付随業務として規定された銀行法第 10 条第 2 項第 21 号の「当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの」を受けて、その具体的な内容を規定するものであり、委任の趣旨に反するものではないものと考えます。 （※）第 2 号、第 3 号に関するコメントにつきましては、本項番とは別にそれぞれ考え方を示しています。

	委任の趣旨に反しないように削除または修正すべきである。また、委任の趣旨に反しないのだとしても、政策目的となる立法事実について疑義があり、許容される業務の範囲の合理性にも疑問があることから、削除または修正が必要と考える。 以上を踏まえ、第2号前段については、削除し、法定他業として許容できないか別途の法案として提出・審議すべきであり、同号後段については、削除すべきである。また、第3号については、全部削除とすべきであると考ええる。	
6	地域金融機関の中には、今回追加された業務を今後の収益の柱として掲げることを検討している（事業構造の抜本的改革を企図している）者もいると考えられるが、その場合におけるオペリスク管理の枠組みとしてSMAを採用すると、過去の損失実績をもとに計算することとなっているLoss componentが実態に即さなくなる可能性がある。そうなった場合の健全性管理の方針や考え方について、現時点の金融庁の見解を示してほしい。	自己資本比率規制におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出は、今後予定される最終化されたバーゼルⅢの国内実施において「事業規模要素（BIC）と内部損失乗数（ILM）を乗じて得た額」とする標準的計測手法（SMA）を用いる予定です。 ILMの算出に当たっては、事業規模指標（BI）が1000億円以上の金融機関は、事業構造の如何にかかわらず、原則、直近10年間の内部損失データ（過去の損失実績）に基づいて算出することが求められます。 なお、内部損失データの蓄積期間が10年間に満たない一部の事業部門等については、1を下限として保守的に見積もったILMを用いて、当該事業部門等にかかるオペレーショナル・リスク相当額を算出する必要があります。 これに加え、監督指針において「内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により信頼性の確保に努める必要がある」（中小・地域金融機関向け監督指針Ⅱ－3－3－1 事務リスク）と規定し監督上の評価項目に含めています。
7	今回の改正に伴って、銀行の業務範囲が大きくなっているものと理解。そうすると、銀行法施行規則第13条の6の8との関係で、どのようなアウトソーシングやASP、SaaSの利用が外部委託先として管理しなければならないのかが一層問題となるように思われる。例えば、経営相談の一環として事業継承セミナーを開催するに際して、その運営を外部事業者へ委託する場合や外部講師に講演の依頼をする場合における外部事業者や外部講師が銀行法施行規則第13条の6の8の委託先に当たるのかという問題や、広告宣伝事業におけるホームページやポスターのデザイン・コーディング事業者やメール配信ASP、またそれらが用いるURL短縮サービスも委託先に当たるのかという問題が生じてくると想定される。そこで、銀行法施行規則第13条の6の8の業務には、銀行法施行規則第13条の2の5に規定される業務が含まれるのか教えてほしい。また、銀行法施行規	銀行法第12条の2第2項に規定する「その業務を第三者に委託する場合」に該当する場合には、同条に従い委託業務の的確な遂行を確保するための措置を講じる必要がありますが、銀行法第10条第2項第21号に掲げる業務を第三者に委託する場合も「その業務を第三者に委託する場合」に該当し得るものと考えます。 左記の例が「その業務を第三者に委託する場合」に該当するか否かは、個別に判断する必要があります。

	則第13条の2の5第3号及び第4号を念頭に、ASP、SaaS等のシステム利用の色彩が濃い委託形態であっても銀行法施行規則第13条の6の8に基づき管理が必要なのか教えてほしい。	
8	銀行法施行規則第13条の2の5第1号における「事務の受託」の実施や第2号における「高度の専門的な能力を有する人材その他の当該銀行の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材」の派遣においては、銀行が融資条件や審査を緩める代わりに事務受託の強制や派遣の受入要求を行う場合も考えられなくも無いが、それに対する弊害排除措置は規定されていないのか。また、今回の改正に伴って、各種監督指針に、主要行等監督指針V-3-2(1)注3のような規定を設けていない趣旨を教えてください。	銀行には、優越的地位の濫用の禁止や利益相反管理体制の整備が義務付けられています。銀行はこうした規制を遵守し、新たな業務を営む上で、銀行としての取引上の優越的地位を不当に利用したり、顧客の利益が不当に害されたりすることがないように業務運営を行う必要があるものと考えます。 ご指摘の注記は、主要行等向け監督指針V-3-2-2(1)で「その他の付随業務」として例示されている業務のうち、特に人材紹介については優越的地位の濫用が懸念されることから規定されたものです。なお、銀行が営むことのできる人材派遣業務（銀行法施行規則第13条の2の5第2号）についても、主要行等向け監督指針V-3-2-1(2)で同様の趣旨の規定をしています。
9	本条各号で定める情報提供業務や広告業務等をオンライン上で提供する際に、電気通信事業法など他の業法上の許認可や届出が必要となる場合が想定されうるが、この場合も、これら各業法に従って許認可手続を行えば、銀行として業務を行うことができるとの理解でよいのか。	銀行法施行規則第13条の2の5に規定する要件を充足する業務であることを前提に、ご理解のとおりです。
10	銀行法施行規則第13条の2の5第1号に定める業務（経営相談等業務）は、改正前の主要行等向け監督指針V-3-2(1)において、「取引先企業に対して行うコンサルティング業務…については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する」を法令上明文化したものと理解しているが、経営相談等業務の対象が「取引先企業」から「他の事業者等」に改められたことを踏まえれば、改正後は必ずしも「取引先」に限定されるものではないという理解でよいのか。この点については、本条項の他の号に定める「他の事業者等」の解釈につき同様か。	銀行法施行規則第13条の2の5各号に規定する「他の事業者等」は取引先企業に限られるものではありません。
11	第1号～第4号の業務の対象先は、当該銀行の既存の利用者・取引先に限定せず、未取引先、潜在顧客（現在取引はないが現在アプローチをしている又は今後アプローチをしたい候補先）も含むという理解でよいのか。	ご理解のとおりです。
12	銀行法施行規則第13条の2の5第1号、第3号、第4号における「他の事業者等」は、当	ご理解のとおりです。

	該銀行の固有業務の利用者であるかどうかは関係ないとの理解でよい。	
13	第1号から第5号までの業務について一定の関連する業務が生じる場合は、同号業務の一環またはその他の付随業務として認められる余地はあるとの理解でよい。	ご理解のとおりです。
14	地域活性化等業務（銀行法第10条第2項第21号、銀行法施行規則第13条の2の5各号）に該当するものであっても、例えば一定の広告業務など、従前の整理や事例等に従い、4要素に照らしその他の付随業務と整理可能な業務については、その他の付随業務として取り扱ってよいという理解でよい。	地域の活性化等に資する業務に該当する業務であっても、従前の整理や事例等に従い、監督指針記載の4要素に照らし、「その他の付随業務」として整理された業務について、引き続き「その他の付随業務」として営むことを妨げるものではありません。
15	広告または宣伝の業務や他の事業者等のためのシステム保守業務においてシステム障害があった場合において、銀行による当局宛の障害発生等報告書の提出が必要ではないとの理解でよい。	個別具体的な事案にもよりますが、主要行等向け監督指針Ⅲ－3－7－1－3（1）①「（注）報告すべきシステム障害等」の規定等を踏まえて、各金融機関において障害発生等報告書の提出の可否を検討する必要があります。
▽柱書関係		
16	「当該業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合」とあるが、固有業務や地域の活性化等に資する業務以外の付随業務の遂行にも活用するために経営資源を取得する場合は含まれないという理解でよい。	新たに取得する経営資源を、地域の活性化等に資する業務以外の業務の遂行にも活用することは否定されませんが、その場合においても、「需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないもの」である必要があります。
17	銀行法施行規則第13条の2の5本文柱書では認められる業務範囲の要件の一つとして「銀行業に係る経営資源」とあるが、ここでいう銀行業とは銀行法第2条第2項に定義される銀行業（預金・貸出・為替取引）と理解。他方、これら銀行業に係る経営資源は、人的リソースや知見、共通インフラ、顧客基盤など、必ずしも個々の業務と一対一の関係にはないところ、「銀行業に係る経営資源の活用」の判断にあたっては、総体として総合的に銀行業との関係性を評価することも可能か。	「銀行業に係る経営資源」に該当すると合理的に判断できる限りにおいて、銀行業との関係性を総体として評価することを妨げるものではありません。
18	次のケースは、いずれも銀行業に係る経営資源を活用しているものと認められるか。 （1）外部媒体の広告枠を買い取り、他の事業者等の業務に関する広告業務を行う場合であって、銀行業に係る広告宣伝の担当部署が関与する場合や、銀行業を通じて形成されたネットワークや知見を活用して広告を掲載する外部媒体や広告業務に係る委託先を選定する場合（第4号関係）	「経営資源」は、その例示とする人材、情報通信技術、設備に限られず、銀行業を通じて形成されたネットワークや知見なども含まれます。そのような「経営資源に加えて、当該業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあつては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがない」限りにおいて、左記の例は銀行法施行規則第13条の2の5

	(2) 専ら銀行の付随業務のために用いられるシステム・プログラムの外販等であるが、その設計・開発・作成等において銀行業に係るシステム開発等を行う部署が関与している場合や、銀行業に係るシステム開発等に係る知見を活用して設計・開発・作成等される場合（第3号関係）	第3号又は第4号に掲げる業務に該当し得ると考えます。
19	今回登場した「当該業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあつては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る」という考え方は、主要行等監督指針V-3-2(4)②の解釈においても妥当するとの理解でよい。また、この趣旨は、新たな事業を営み始める以上、その将来の見込み収益を得るための一定の初期投資として相応しい範囲であればキャッシュアウトが発生することも認められる、というものでよい。	銀行法施行規則第13条の2の5柱書の「当該業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあつては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。」という要件は、銀行法第10条第2項第21号の「当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務」の要件を明確化したものであり、主要行等向け監督指針V-3-2-2(4)②「当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。」の解釈において必ずしも妥当するわけではありません。 上記銀行法施行規則第13条の2の5柱書に規定する要件の解釈については、主要行等向け監督指針V-3-2-1(1)に記載のとおりですが、新たな業務を営み始める場合には新規又は追加的なリソースの取得が必要となり得るところ、その取得について最小限度にしないわけではないわけではなく、仮に当該業務の需要がゼロになったとしても、銀行の固有業務の遂行又は健全性に著しい支障をきたさないことが明らかである限り、その取得を許容する趣旨です。
20	銀行法施行規則第13条の2の5における「当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないもの」の判定に当たっては、主要行等向け監督指針V-3-2(4)②に規定された「当該業務の規模が、その業務がその付随する固有業務の規模に比して過大なもの」かどうかの判定に準じて、銀行や銀行グループ全体のBS/PLに占める割合などに基づき当該業務が重要性を有するかどうか（確実な方法として、重要性の基準値を上回るかどうか）を検討する方法を採用することでよい。	銀行法施行規則第13条の2の5柱書の「当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないもの」に該当するかを判断するに当たっては、ご指摘の銀行や銀行グループ全体のBS/PLに占める当該業務の割合のみならず、個別具体的な事情を総合考慮して、当該業務が銀行の固有業務の遂行又は健全性に著しい支障をきたすかどうかを検討することとなります。
▽第1号関係		
21	国会提出時のペーパーには幅広いコンサルティング・マッチングなどが明示されていたが、最終的には経営相談業務に表現が改められている。一方で、監督指針にも取引先企業に対するコンサルティングというものがある。過去の事務ガイドラインの書きぶりを踏まえると、「経営相談業務」は、従来から銀行の経営相談	銀行法施行規則第13条の2の5第1号に掲げる業務は、これまで「その他の付随業務」として認められてきた取引先企業に対するコンサルティング業務やビジネスマッチング業務にとどまらず、例えば他の事業者等のDX支援に資する情報の提供なども含む業務として規定するものです。

	として行うことが許容されてきた、銀行が伝統的に行ってきたコンサルティングの延長戦上にあるものに限定されるのではないかと考えられること、また、いずれにせよ、それを越えたシステムコンサルティング等の銀行が専門性を有さない専門コンサルティングは社会通念上銀行業ではないものと考えられている実態を踏まえ、本号の趣旨や念頭に置いている業務範囲について、教えてほしい。 敷衍すると、今次の立法は、単にこれまで行えた経営相談業務が、銀行本体の業務範囲規制上の付随業務にあたるということを明文化しているにすぎず、立案当初内閣府令で説明されていた専門コンサルティング等は現段階では他業という整理をされたという趣旨なのか。それとも、主要行向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」という。）上では、従来型の経営相談の枠を超えた専門コンサルティング業務に銀行が従事することが認められてこなかったことを前提に、システムコンサルティングや人事労務コンサルティング等の専門コンサルティングを解禁されるという趣旨又は従前監督指針上銀行が、各種の専門コンサルティングに従事できるとの解釈が金融庁でとられていたことを前提に、これを明文化するという趣旨のいずれなのか。 仮に、後者の理解だとして、法律相談業務、会計相談業務、税務相談業務等その他従来から他士業と考えられてきた業務については、本号の業務に含まれないとの理解でよいのか。（そうした理解は難しいと思うが）、仮に本号がそうした他士業のコンサルティングへの参入をも一定のリスク遮断措置があれば許可するという趣旨なのだとすると、例えば、金融関連業務会社として弁護士法人を保有し、外部パートナーと共同で、個別具体的な事案の解決をもできるようなリーガル・テックを開発し、外販する等特異な業務展開も可能になると思われるので、そうした業務展開ができるのか明確化してほしい。	なお、当該業務を営むに当たっては、弁護士法や税理士法など、関係法令等を遵守する必要があります。
22	銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 1 号に規定する「他の事業者等」には銀行自身が含まれないとの理解でよいのか。また、銀行が営む他の業務のために、システム開発等を行ったり、広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供をしたりすることは今後も認められるとの理解でよいのか。	「他の事業者等」は、銀行自身を含みません。したがって、後段はご理解のとおりです。
23	銀行と取引関係のない者であっても、「経営相談等業務」のサービス提供対象となる「他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人）」に該当すると理解してよいのか。	ご理解のとおりです。

24	改正銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 1 号は、「他の事業者等」に対してであれば、従前の取引の有無にかかわらず、業務を提供できるという理解でよい。	
25	「他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人）」には、地方公共団体やその外郭団体も含まれ、地方公共団体等から、「経営相談等業務」として業務を受託することは可能と理解してよい。	ご理解のとおりです。
26	改正銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 1 号で、新たに「事業者等」という定義を用いて、銀行法施行規則に広く及ぼされているが、金融庁所管法令において「事業者」という文言があった場合に、個人事業者や、事業を行う法人格なき社団等を排除する趣旨ではないという理解でよい。 また、団体性を有しないような「組合」についても、その業務執行権限を有する組合員は、「事業を営む個人」となるとして対象となり、結果として、「組合」に対して業務提供、報酬請求可能という理解でよい。	銀行法施行規則における「事業者等」については、ご理解のとおりですが、その他の法令については、各法令の解釈によることとなります。
27	「当該事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介」が新たに付随業務として明文で認められたが、具体的なサービス説明を行う等により「紹介」を超えて「媒介」に該当する場合（銀行法第 10 条第 2 項第 8 号及び第 8 号の 2 の場合を除く）であっても、監督指針記載の 4 要素の総合判断により、その他の付随業務として営むことが許容されうることと妨げるものではないという理解でよい。	「当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介」は、従来の監督指針に記載されていたビジネスマッチング業務を明確化するものですが、当該業務を超えて契約締結の媒介業務を行うものについては、監督指針記載の 4 要素に基づいて、「その他の付随業務」に該当するか判断されるものと考えます。
28	本号では、「経営に関する相談の実施」を含め「その他の必要な情報の提供及び助言」が認められているところ、例えば、銀行が固有業務遂行のために自ら利用し又は利用を検討した実績のある他の事業者のシステムやプログラムについて、その利用ノウハウを活用して、取引先企業に対して D X などの観点から助言を行う業務も含まれるとの理解でよい。	ご理解のとおりです。
29	本号では、「経営に関する相談の実施」を含め「その他の必要な情報の提供及び助言」が認められている。これには、経営戦略そのものに関する相談のみならず、顧客企業の D X 支援を含めた個別の業務の高度化・効率化等に係る相談および助言等も含まれ得るという理解でよい。例えば、外部ベンダーが提供しているアプリケーションをベースに銀行が独自の設定を実施している場合に、他の事業者に対して当該又は類似のアプリケーションの設定について助言を行う業務や、自ら蓄積したシステム構	ご理解のとおりです。

	成のナレッジを活かし、他の事業者に対してシステム構成の助言を行う業務も含まれるという理解でよい。	
30	改正銀行法施行規則第13条の2の5第1号は、「他の事業者等・・・の業務に関連する」、すなわち、当該他の事業者の業務との関連性が認められる場合には、広く情報提供・助言が許されるという理解でよい（税理士業務等のライセンスが必要な情報提供は勿論除外す）。 また、この場合の「他の事業者等・・・の業務」とは、現在、現に行っている業務のみならず、定款上可能な業務や、定款上予定されていなくても経営者（個人事業主を含む）において将来することを予定している業務も含まれるという理解でよい。 「これらに関連する事務の受託」は、経営相談業務や、情報提供・助言業務に一定の関連性を有する事務は広く受託可能という理解でよい。例えば、取引先候補等の紹介・情報提供業務に関連して、媒介事務を行うことは許容されるか（可能であれば、「関連する事務の受託」の外延、限界等のイメージを教えてください）。	前段についてはご理解のとおりです。 中段については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、必ずしも、事業者等が現に行っている業務に限定されるものではないと考えます。 後段については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、「これらに関連する事務の受託」は、例えば銀行が行うコンサルティングを受けて、事業者等が行う事務の一部を、当該事業者等の委託を受けて当該銀行が担うといったケースを想定するものです。
31	内閣府令第13条の2の5第1号では、「・・・これらに関連する事務の“受託”（以下、「経営相談等業務」という。）」と規定されているが、同2号では労働者派遣”事業”、第3～第5号では“業務”と規定されている。 第1号も単に「・・・これらに関連する“業務”（以下、「経営相談等業務」という。）」でよいのではない。 現行の「監督指針」の「その他の随業務」における「コンサルティング業務」、「ビジネスマッチング業務」は、新たに府令で規定された「経営等相談業務」に読み替えられる由であるが、「監督指針」においては、特段、「事業者からの委託→銀行による受託」の定めはなかったのに、なぜ、「経営等相談業務」においては、「受託」が定められているのか。 現行の監督指針にある（注1）は、今般の改正に伴って削除され、新たに府令で規定された「経営相談等業務」に読み替えられる由であるが、現行の（注1）においては、「（単に）アドバイスを行い」、「（単に）取引先企業を紹介し」、「勧誘行為をせず単に顧客を金融商品取引業者に対し紹介する」業務が例示されている。すなわち、顧客からの明確な依頼や委託が必要とされてはならず、銀行による提案型の「アドバイス」や「紹介」でも差し支えないものと考えられる。 こうした提案型も「経営相談等業務」で読み込めるようにするためには、「委託／受託」を	ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、銀行法施行規則第13条の2の5第1号は、「これらに関連する（他の事業者等の）事務の（銀行による）受託」として規定しています。これは、例えば銀行が行うコンサルティングを受けて、事業者等が行う事務の一部を、当該事業者等の委託を受けて当該銀行が担うことが、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として認められると考えることによります。

	必須とすべきではなく、単に“業務”とすべきではないか。	
32	本号の(1)「これらに関連する事務の受託」と(2)ビジネスマッチング・コンサル業務との関係について、(1)と(2)はあくまで「関連」することを求めるにとどまり、主従の関係ではなく、(1)が(2)よりも業務量や対価の額等で上回ることも妨げられないという理解でよい。また、コンサル業務の終了後もこれに関連する事務受託を継続することについても本号を根拠に認められるという理解でよい。	(2)の関連で受託する事務であれば、(1)の業務量や対価の額が(2)の業務を上回ることを理由に、銀行法施行規則第13条の2の5第1号に掲げる業務の該当性が否定されるわけではありません。 後段については、(2)との関連で受託した事務であれば、かかる事務である限り当該事務を継続することも可能と考えます。
33	個人顧客に対し銀行が提携する事業者等を紹介又は他の事業者の商品・サービスを媒介する業務は、第1号の業務には該当しないという理解であるが、かかる業務であっても監督指針の4要素に照らしてその他の付随業務として認められる余地があるという理解でよい。	「当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介」に、個人顧客に対する事業者等の紹介や、他の事業者の商品・サービスを媒介する業務は含まれません。そのような業務は、監督指針記載の4要素に基づいて、「その他の付随業務」に該当するか判断されるものと考えます。
34	現行の監督指針の「その他の付随業務」における「コンサルティング業務」、「ビジネスマッチング業務」、「M&Aに関する業務」は、とくに国内外の定めは無く、銀行自らが主体的に行うケースのほか、海外の本支店などからマッチング等を依頼して来た場合に、代理・媒介するケースも有る。双方は不可分に、海外拠点のネットワークを活用して外国銀行代理業務の導入以前から営んで来たもので、外国銀行代理業務の認可を要しないとされている。 新たに規定された「経営相談等業務」に読み替えられた後も、かような理解で差し支えない。 (参考)「外国銀行代理業務に関するQ & A」(改訂版)の項番4 https://www.fsa.go.jp/common/law/gaigin_dairi.pdf	ご指摘のコンサルティング業務やビジネスマッチング業務、M&Aに関する業務の代理・媒介が「その他の付随業務」に該当する限りにおいては、ご理解のとおりです。
▽第2号関係(第17条の4の3第3号、第34条の18の2第3号、第34条の19の6第3号も同様)		
35	本号は、現行の銀行固有業務及び例示付随業務に加え、その他付随業務を考慮したとしても、準業務性や機能の親近性及びリスクの同質性の認められない他業であり、法定他業として認めるのが適切といえるような特段の事情もないため、削除し、法定他業としての許容性を国会において改めて審議すべきである。 (理由) まず、本条は、伝統的に労働基準監督署の業務又は労働者派遣事業と考えられてきたものであり、社会通念的に見て銀行業に随伴するような性質の業務とまではいえず、準業務性がない。また、規模の非過大性及び余剰能力の活用	銀行法施行規則第13条の2の5第2号は、銀行の付随業務として規定された銀行法第10条第2項第21号の「当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの」を受けて、その具体的な内容を規定するものです。 なお、銀行制度等WG報告でも、銀行の付随業務として追加する業務の一例として、いわゆる登録型人材派遣が挙げられています。

	に資するのかのモニタリングが困難であり、実態の監督を金融庁及び厚生労働省においてどのように分担して監督するののかという問題があるように思われる。 そして、銀行が、従来から非正規雇用者の調整を、主としてグループ内の在籍出向や転籍出向、定年後再雇用により行ってきたことをふまえると、新たに、労働者派遣を行うことを認めたとしても、銀行の主たる経営資源である人材管理において特段のシナジーが生じるとはいえず、本業との機能的な親近性が低い。本条を活用することで、在籍出向にいたらないような労働者派遣が繰り返されるところ、これを口実に、実際には専門性の低い従業員について、派遣先企業の強化を名目に、実際には、退職勧奨目的や、パワハラ目的での派遣命令等が出され、事実上の退職勧奨の手段として横行する可能性がある。これにより、銀行の人材流出や、本当に専門性の高い従業員のパワハラ被害につながる。このため、本号の業務を認めることで、銀行が当該従業員に対する無用な銀行にとって新種の労働紛争を行うことになるリスクや、当該労働紛争の過程で派遣対象者に対する損害賠償責任を負担することになる等の他の業務にない異質なリスクがあるように思われる。 以上を踏まえると、本号は、第 10 条第 2 項の例示付随業務の趣旨に合致しておらず、国会の委任の趣旨に反するのではないか。	
36	本号が法定他業ではなく、例示付随業務として立法された経緯・趣旨について教えてほしい。 「派遣事業の適正な運営の確保」とは、具体的にはどのような業務を想定しているか。条文上、相手方が制限されていないため、自己の業務、銀行のグループ会社と取引先企業の 3 種類が論理的にあり得ると思われるが、それぞれの場合について、どのような業務形態をイメージしているのか教えてほしい。 「高度の専門的な能力を有する人材その他の当該銀行の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材」には、どのような者がこれに該当するか。念頭に置いた労働関係法令や銀行員の職種・年次等を踏まえ、専門労働者とその他労働者に関する具体的な解釈や該当例を示したうえで、どのような派遣事業者を想定しているのか教えてほしい。 金融庁の監督指針上、当該業務について、どのような監督をすることが想定されているか。厚生労働省との機能分担について教えてほしい。	銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 2 号は、銀行の付随業務として規定された銀行法第 10 条第 2 項第 21 号の「当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの」を受けて、その具体的な内容を規定するものです。 なお、銀行制度等WG報告でも、銀行の付随業務として追加する業務の一例として、いわゆる登録型人材派遣が挙げられています。 銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 2 号に掲げる業務は、銀行が経営相談等業務などを通じて取引先等とコミュニケーションを行う中で取引先等の人材ニーズを発掘し、その課題に応えるために人材を派遣することを想定しています。 派遣する人材の職種等に制限はありませんが、「高度の専門的な能力を有する人材その他の当該銀行の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材」に該当する必要があります。

	本号により、銀行が自己のグループに属さない労働者派遣事業の業務を依頼を得たうえでチェックすることや、財務部門や審査スタッフ及びコンプライアンス部門スタッフ等を様々なセクターに派遣し続けることができるようになる。そうだとすると、社会経済の状況や銀行従業員の陣容次第では、銀行が自己資本では、グループ会社化できないような産業セクターに強い影響を及ぼせるようになる可能性がある点において、戦前の財閥型の金融コングロマリットを再形成できてしまい、本業への専念や利益相反の防止の観点から問題が発生するように思われる。 例えば、この制度を活用する中で、採用当初から労働者派遣をすることを念頭に、新卒採用を従来以上の定員数で行い、一定の能力値に達した行員を機械的に取引先企業に派遣するという体制を取り、派遣手数料を稼ぎながら、取引先企業の財務部門や、アドミ部門に強い影響力を及ぼす特殊な金融人材派遣業者としての側面を確立しようとする事業戦略が考えられる。そうした特殊な商業銀行が、本当に専門性の高い労働者を取引先企業に派遣するのだとすると、財務部門や、アドミ部門は、当該取引先企業の新規事業企画を、財務と法令・コンプライアンスの観点から、統制することで、当該企業の事業活動をコントロールできてしまう場合があるように思われる。また、派遣される労働者が、派遣先企業に対して重要な影響力を及ぼすにもかかわらず、当該派遣労働者は、派遣先企業に完全にはフィデューシャリーでないという問題があり、「顧客の利便性の向上」に資さない派遣が発生することが問題となるように思う。この点を手当てするために、どのような法令・体制の整備を予定されているか教えてほしい。	当庁と厚生労働省の機能分担としては、それぞれの監督権限を規定する法令に基づき監督を行うこととなりますが、必要に応じて連携を図ることが考えられます。 なお、同号に掲げる業務はいわゆる登録型人材派遣に限定されています。また、銀行が、ご指摘のような業務運営により、銀行としての取引上の優越的地位を不当に利用したり、顧客の利益が不当に害されたりすることがないように、当庁としてモニタリングしてまいります。
37	銀行法施行規則案第13条の2の5第2号で、銀行法第10条第2項第21号で新たに認められた地域の活性化等に資する業務として、労働者派遣事業が挙げられているが、「経営相談等業務その他の当該銀行の営む業務に関連して行うものであって、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。」とされている。これは常用型ではなく登録型派遣事業を意図しているものと思われるが、登録型派遣事業を営む事業者であっても、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の雇用安定措置にかかる義務に対応するための方策の一つとして派遣社員を無期雇用とすることがある。また、派遣社員が労働契約法第18条に基づく無期雇用契	銀行法施行規則第13条の2の5第2号に掲げる業務を営むに当たって、銀行は労働法規を含め関係法令等を遵守する必要があります。 なお、当該業務はいわゆる登録型人材派遣に限定されており、無期雇用契約の派遣労働者を銀行が雇用することはできません。

	約への転換権を行使した結果として無期雇用の派遣社員となることがある。これらの結果として無期雇用の派遣社員が生じることとなっても、他業禁止規制に抵触するものではないことを確認したい。	
38	派遣の対象となる人材について、「高度の専門的な能力を有する人材その他の」とされていることから、「高度の専門的な能力を有する人材」は例示であるという理解でよい。	「高度の専門的な能力を有する人材」は「当該銀行の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材」の例示である点につき、ご理解のとおりです。
39	「高度の専門的な能力を有する人材その他の当該銀行の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業」について、「事業者等の経営の改善に寄与する」ことが想定される場合は、派遣する人材の職種等に制限はない（例えば、経理事務や顧客受付事務等を担う人材も含まれ得る）と理解してよい。	その職種等に制限はありませんが、「事業者等の経営の改善に寄与する人材」に該当する必要があります。
40	本業務は、事業者等の経営改善に寄与する形でその人材が活かされることを規定しており、必ずしも経営に関与する人材（経営層の人材）だけではなく、例えば、販売専門員、熟練技術者など、中小企業が採用することによって、経営改善（売上向上、生産性改善など）に寄与する人材も含まれるという理解でよい。	
41	派遣労働者が派遣元に常時雇用されている労働者でない場合は（登録型であれば）、紹介予定派遣も取り扱い可能と理解してよい（労働者派遣事業および職業紹介事業に係る厚生労働省の許可を得る前提）。	ご理解のとおりです。
42	改正銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 2 号の、「経営相談等業務その他の当該銀行の営む業務に関連して行うもの」は、現に営む業務のみならず、近い将来営む予定のものも含まれるという理解でよい（労働者派遣事業の許可を得るタイミングをなるべく早めたいと思うためのご質問です）。	銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 2 号に規定する「経営相談等業務その他の当該銀行の営む業務に関連して行うもの」は、銀行が経営相談等業務などを通じて取引先等とコミュニケーションを行う中で取引先等の人材ニーズを発掘し、その課題に応えるために人材を派遣することを想定して規定するものであり、同号に掲げる業務を実施する際の要件となります。
43	「利用者」の解釈については、従前の金融庁パブコメ回答（平成 29 年 3 月 24 日 No. 15～17）のとおり、既存の「顧客」に限定されず、潜在的な顧客も含まれるという認識でよい。また、「利用者」の範囲は各銀行の判断となるという認識でよい。	ご理解のとおりです。銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 5 号に規定する「利用者」についても同様です。
▽第 3 号関係（第 17 条の 4 の 3 第 4 号、第 34 条の 18 の 2 第 4 号、第 34 条の 19 の 6 第 4 号も同様）		
44	本条第 3 号は、開発されるアプリの種類について銀行法第 12 条の 3 や銀行法第 10 条第 2 項第 20 号のような銀行の本業との関連性を有し	銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 3 号は、銀行の付随業務として規定された銀行法第 10 条第 2 項第 21 号の「当該銀行の保有する人材、情報

た合理的な限定を付与していないが、本条は、準業務性の観点及びリスクの異質性の観点で、銀行法第 10 条第 2 項の趣旨に反するし、外販用のアプリは、銀行に十分な開発能力がないため、システム部門子会社又は外部パートナー業者に依頼しているという実務における銀行の関与する金融アプリケーションの企画プロセスを前提にすると、実務上のニーズが特にないと思われる。

したがって、削除するのが、法の趣旨に整合的である。仮に削除できないとしても、例えば、「銀行業の高度化に資する」「利用者の利便性に資する」といった限定を付し、いわゆる準業務性の認められる業務に限定するべきである。
(詳細)

本号の業務を銀行に認める場合、制度上、銀行が外部システム会社と同等の業務を営めるようになり、本業と関係のないアプリケーション（例えば、金融ニュースサイト、金融法務情報サイト、会計情報サイト等を含むサブスクリプションアプリ、金融サービスとメディカル情報管理・収集アプリが組み合わされたアプリ等）を自己開発し、外販できるようになる。これは、コロナ環境を踏まえても、社会通念上銀行業とは考えにくく、アプリ開発行と考えるのが自然であるため、例示付随業務の趣旨を踏まえると、例示付随業務に列挙することができないように思われる。

なぜなら、実質的に考えても、本号の業務を認めると、銀行のシステム部門が本業である銀行本体の使用するシステムの利便性向上・保守・システム関連契約管理等に専念できないことになってしまうという問題があるためである。すなわち、近時、特定の都市銀行で、システム部門の不祥事が特定の金融機関において報じられているという立法事実や、システム更改に膨大な時間と負担を要しており、度々銀行の勘定システムを停止させても大規模なシステム更改を行う等膨大なリソースを自家用のシステムに割いており、概して金融機関システム部門のシステム事業の企画能力やプログラム言語等の商材に関する内部管理能力が未成熟性が社会的に認知されてきている、という立法事実が認められる。当該立法事実を踏まえると、そもそも例示付随業務として取り扱える前提として必要となる要素であり、また、本法案の立法目的の前提事実とされている銀行の余剰能力が、大半の銀行において観念できないように思われるのである。また、開発可能なソフトウェアの種類に特段の限定がないのだとすると、メディカル情報等のセンシティブ情報を取り扱うアプリや、本パブリックコメント期間

通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの」を受けて、その具体的な内容を規定するものです。

なお、銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 3 号に掲げる業務は、「システムの設計、開発若しくは保守（当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）」や「プログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）」に該当するものに限り営むことができます。

	中に問題となったアマゾン社の他社システム連携機能のアプリのように、銀行がアプリを開発しなければ生じなかったような、様々なサイバー犯罪とそれへの対策費用の問題やセキュリティ不備により生じた損害の賠償責任のリスクに直面するという問題が見込まれる。これらのリスクに起因して生じた対策費用のカットや、損害賠償責任の免除はビジネス上できないため、銀行が、開発したアプリのセキュリティ不備によるサイバー犯罪被害などを理由とする損害賠償責任等の異質なリスクを負担する場合は相応に発生するように思われる。 最後に、銀行のシステム開発は、専ら銀行のシステム部門子会社と外部パートナー業者に担われてきたという実務環境を考慮する必要があるように思われる。銀行においては、銀行のシステムは勿論のこと、マス向け顧客や法人向けのアプリケーション・ソフトを企画し、関連契約を適切に締結したうえでシステム開発を行うだけの十分な経験・能力が元々ないという問題がある。このため、銀行の提供するアプリ開発は、業務委託を当該銀行グループ内のシステム部門系列企業や、外部パートナー業者に対して行い、システム開発業務やセキュリティ管理を銀行外で代替してもらうという実務慣行が確立されてきたように思われる。 以上を総合すれば、本条の立法事実の前提となる銀行の余剰能力の有無に疑問があるため、施行規則の内容についての再考が必要であるようにも思われるし、銀行法第 10 条第 2 項の趣旨にも適合せず、委任の趣旨に反する部分があるように思われる。 したがって、本号については、コメント本文のような限定を付すか、削除が必要と考える。	
45	銀行は、他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守又はそれに準ずる業務として、電気通信事業法に規定する電気通信役務を営むことができるとの理解でよい。特に、利益を目的として反復継続的に銀行の電気通信設備を他人の通信の用に供すること自体が直ちに銀行法上違法とはならないことを確認したい。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 3 号に掲げる業務に該当するかどうかは、「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるもの」の設計、開発又は保守や「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるもの」の設計、作成、販売又は保守といえるかどうかを踏まえて判断していただく必要があるものと考えます。 なお、当該業務を営むに当たっては、関係法令等に基づき行う必要があります。
46	「電子計算機を使用することにより機能するシステム」について、「電子計算機」の使用が一部であっても該当するという理解でよい。	(従前からの言い回しであり、) いわゆる「システム」の内容として「電子計算機を使用することにより機能する」とすることで明確化を図っているものと考えますが、「使用」が一部であって

		も「電子計算機を使用することにより機能するシステム」といえるものであれば該当すると考えます。
47	銀行施行規則第 13 条の 2 の 5 第 3 号におけるシステムやプログラムは、銀行業に全く関係のないもの、例えば鉄工所の高炉制御や原子力発電所の原子炉制御に関するもの、であっても構わないとの理解でよいか。それとも何らかしらの銀行業との同質性が必要なのか。必要であるとすれば、従来から監督自身に示された 4 要件に基づきその他付随業務として認められていた、専ら他の事業者に貸与するためのシステムの開発・保守との差分を教えてほしい。	システム又はプログラムの種類に制限はありませんが、「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるもの」や「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるもの」である必要があります。
48	本号の対象となるシステム又はプログラムについては、所有権又は知的財産権が銀行に帰属していない場合（契約上の取り決めにより開発ベンダーのみに帰属することとなった場合等）も含まれうるという理解でよいか。	そのシステム又はプログラムが、「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発（作成）した」もの、「又はこれに準ずるもの」に該当する場合には、ご理解のとおりです。
49	「他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発した」とあるが、銀行がシステムやプログラムの仕様の設計や開発に関して助言や監修をした場合も「共同して」といえるとの理解でよいか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 3 号に掲げる業務に該当するためには「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるもの」や「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるもの」である必要があります。
50	銀行がベンダーと共同で開発し、これが「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成した」プログラムに該当する場合に、当該プログラムに係る知的財産権等は銀行がベンダーと共同で保有する一方で、システムやプログラムに係る資産等はベンダーが保有していたとする。この場合に、銀行が（ベンダーの同意の下）当該プログラムを販売することに伴って、ベンダーが保有する上記資産等の販売契約を媒介することは、本号又はその他の付随業務として許容されるとの理解でよいか。 また、（銀行の同意の下）プログラムについてもベンダーが売主となり銀行がそれを媒介するケースについても、監督指針記載の 4 要素に照らし「その他の付随業務」に該当するかどうかの問題になるという理解であるが、この場合、準業務性としては、銀行法第 10 条第 2 項第 21 号に準ずるものであり、また、余剰性としては、当該プログラム自体が銀行業に係る経営資源を活用して開発したものである以上は余剰能力を活用するものという整理で、銀行が	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、プログラムの販売とは別に、ベンダーが保有する資産等の販売契約の媒介業務を行うことは銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 3 号に掲げる業務ではなく、監督指針記載の 4 要素に基づいて、「その他の付随業務」に該当するか判断されるものと考えます。 また、販売契約の媒介業務のみを行う場合は、当該業務は第 3 号に掲げる業務ではありませんが、「その他の付随業務」として解することができるかは監督指針記載の 4 要素に照らして検討することとなります。その場合、左記の準業務性についてはご理解のとおりです。余剰性については個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。

	自ら販売する場合と同じ規模や態様で媒介を行うこともできるとの理解でよい。	
51	本号業務の対象となるプログラムについては、当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるプログラムに係るプログラムであることが要件とされているが、例えば他の事業者が作成したプログラム（以下「元プログラム」）をA銀行用に個別カスタマイズしたもの（以下「A銀行用プログラム」）をA銀行が使用しているという場合にあっては（A銀行用プログラムに係るカスタマイズはA銀行と他の事業者が共同して行ったものとする）、 （１）A銀行用プログラムそのもののみならず、（２）A銀行用プログラムを販売等先のために更にカスタマイズしたものについても、本号業務の対象となるプログラムに該当するという理解でよい。	個別カスタマイズの内容等を踏まえて検討する必要がありますが、A銀行用プログラムが、「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成した」もの、「又はこれに準ずるもの」に該当する場合には、（１）（２）ともに銀行法施行規則第13条の2の5第3号に掲げる業務の対象となるプログラムに該当するものと考えます。
52	銀行施行規則第13条の2の5第3号の「他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計」とは、「他の事業者等のために、電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計」の趣旨でよい。	「他の事業者等のために行う設計」であることにつき、ご理解のとおりです。
53	「システムの設計、開発、保守」は、銀行が、 （１）他の事業者等から請負契約や委任契約に基いて受託する場合も含むとの理解でよい。 （２）他の事業者等からベンダーと共同で開発を受託することも可能という理解でよい。また銀行法施行規則第17条の3第2項18号の2に、従来の「作成」に加え、「設計」を追加した趣旨は何か。	「システムの設計、開発、保守」について、（１）その契約形態を限定していません。（２）他の事業者と共同で設計等を受託することも可能です。 なお、「設計」を追加した趣旨は、システムの開発等に係る他法令の規定も参考に、「設計」が含まれることを明確化したものであり、従来の業務範囲を拡張する趣旨ではありません。
54	「これに準ずるものに係るもの」とはどのようなケースを想定しているのか。例えば、他の事業者等が開発したシステムやプログラムであるものの、銀行が当該事業者等に5%未満にマイナー出資をしているなどの資本関係がある場合などを想定しているのか。	例えば、形式的には「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発した」システムの設計等には該当しませんが、これと同視できる程度の経営資源が当該銀行に蓄積されていることに鑑み、当該経営資源を主として活用して行うシステムの設計等が、「これに準ずるものに係る」設計等に該当し得るものと考えます。 なお、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、単にシステム又はプログラムの設計、開発、保守等を行う事業者等に出資を行っているだけであれば、「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラ

		ム又はこれに準ずるもの」には該当しないものと考えます。
55	銀行法施行規則案第 13 条の 2 の 5 第 3 号で規定されているシステム開発に係る業務について「保守（当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）」とされているが、「これに準ずるもの」とはどのようなものが想定されているのか。たとえば、他社が開発したシステムを顧客が導入するにあたり、顧客の既存システムと接続するために必要な範囲で、銀行が当該システムのカスタマイズ又は接続部分にかかるシステムの開発を行う場合はこれに該当するか。また、他社が開発したシステムを顧客が導入するにあたり、顧客が当該システムを導入するにあたってのコンサルティングや顧客の既存システムと接続するために必要な設定作業を行う場合はこれに該当するか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、例えば、形式的には「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発した」システムの設計等には該当しませんが、これと同視できる程度の経営資源が当該銀行に蓄積されていることに鑑み、当該経営資源を主として活用して行うシステムの設計等が、「これに準ずるものに係る」設計等に該当し得るものと考えます。
56	銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 3 号に規定する準ずるものの該当性を判断する方法として、当該システム又はプログラムの設計開発保守等のプロジェクト（法人ではなく、あくまでプロジェクト。）に対して貢献があったものと認めるに十分なエクイティーを拠出している場合には該当する、と考える方法をとってもよいか。それとも、プロジェクトに対して資金を拠出するのみという状況は認められないのか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、単にシステム又はプログラムの設計、開発、保守等のプロジェクトに資金を拠出しただけでは、「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるもの」や「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるもの」には該当しないものと考えます。
57	当行の開発の現場では、銀行の大規模・大量な開発需要に応えるため、実務上システム子会社を含めた委託先ベンダーへの「一括請負契約」が多い。一括請負契約の下での銀行の役割は、典型的には、プログラム又はシステムの特徴的部分の完成に創作的に関与すること、つまり、どのような機能を持ったシステム・プログラムを開発・作成したいのかを決定し、それについて委託先ベンダーと調整を図ることである。このような一括請負契約の下で作成されたシステム／プログラムについても、本号業務の対象となるシステム／プログラムに該当するという理解でよいか。	左記「一括請負契約」により開発されたシステム又はプログラムが、「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発（作成）した」もの、「又はこれに準ずるもの」に該当する場合には、銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 3 号に規定するシステム又はプログラムと解することができると思います。 なお、No. 54、55 も合わせてご覧下さい。
58	「システムの設計、開発若しくは保守（当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）」の括弧内の説明は、「設計、開発若しくは保守」のいずれにもかかるという理解でよいか。同様に、「プログラムの設計、作成、販売若しくは保守（当該	前段及び中段についてはご理解のとおりです。 後段については、「他社のみが利用するため」であることを理由に該当性が否定されるわけではない点につき、ご理解のとおりです。

	銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）」の括弧内の説明は、「設計、作成、販売若しくは保守」のいずれにもかかるという理解でよい。加えて、条文上、銀行が自己利用することは要件となっていないことから、他社のみが利用するためのシステムやプログラムの設計、開発及び保守をすることも認められるという理解でよい。	
59	銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 3 号で規定されているシステム開発に係る業務について「・・・又はプログラムの設計、作成、販売（・・・）若しくは保守（当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）」とされているが、上記括弧書（「（当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）」）は、（プログラムの）「保守」のみにかかるものか、（プログラムの）「販売」にもかかるものか。	「（当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）」との括弧書きは、システムの「設計、開発若しくは保守」に係り、「（当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）」との括弧書きは、プログラムの「設計、作成、販売…若しくは保守」に係るものです。
60	「プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売」に関し、「プログラム」については「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成」したものであることが要件であるのに対して、「附属機器」についてはこれに相当する要件は存在しないという理解でよい。	ご理解のとおりです。
61	「プログラムの販売に伴い必要となる附属機器」については、従属業務や金融関連業務でも同一の用例があるところ、本条項においても同様に、その必要性にもとづき個別に判断され、当該プログラムの専用機器のみならず様々なプログラム等に利用可能な汎用品の販売も必ずしも排除されないという理解でよい。	ご理解のとおりです。
62	銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 3 号に定めるプログラムの「販売」について、「販売」の方法には特段の制限はなく、一般に「販売」といえるものは含まれるという理解でよい。	「販売」の方法に制限は設けておらず、一般に「販売」といえるものであれば含まれるものと考えます。
63	銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 3 号に基づき、同号に規定される他の事業者等との間で、同号に規定されるシステム又はプログラムについての賃貸又はオペレーティング・リース若しくはファイナンス・リース取引を行うことは可能であるとの理解でよい。また、それらのシステム又はプログラムを SaaS としてそれら	

	の他の事業者等に提供することについてはどうか。	
64	銀行が保有するシステムに係る様々な機能について API 開放し、他の事業者等が当該機能を利用する場合に一定の利用料を得る業務についても、「プログラムの販売」として解釈可能という理解でよいのか。	
65	「プログラムの販売」には、プログラムがインストールされたパッケージ（記録媒体）を販売することのほか、ソフトウェアやプログラムをライセンス契約により提供することも含まれるとの理解でよいのか。また、SaaS 型・クラウドサービスとしてソフトウェア・プログラムの使用権を許諾するというかたちで提供することも含まれるとの理解でよいのか。	
66	プログラムの販売にあたっては、実務上の導入支援として（販売と別契約とするかはケースバイケース）無影響テストや各種設定まで行うことが通常であるが、このような業務についても「販売」の一環又は本号の業務に附帯する業務として許容されるという理解でよいのか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、「販売」の一環又は「その他の付随業務」として認められる余地があるものと考えます。
67	銀行がライセンスを有するプログラムを、他の事業者が銀行を代理して販売することや販売のために媒介することも可能との理解でよいのか。	銀行が銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 3 号に掲げる業務を営むに当たり、他の事業者に代理又は媒介を委託することは妨げられません。
68	改正銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 3 号は、その他の付随業務として監督指針上認められる範囲で、銀行が、例えば地域のシステム化、情報化、DX 化等を支援する業務が否定されるわけではないという理解でよいのか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、基本のご理解のとおりです。
69	銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 3 号が新たに設けられることによって、銀行がその雇用する者に対して、銀行の固有業務、付随業務又は法定他業に関係する業務に加えて、銀行に最も利益をもたらすシステムやプログラムの企画や構築に仕事の時間を費やすことを命じる（例：米 Google 社の 20%ルール）ことができるようになるという理解でよいのか。	ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 3 号に掲げる業務は銀行の付随業務に該当します。
▽第 4 号関係（第 17 条の 4 の 3 第 5 号、第 34 条の 18 の 2 第 5 号、第 34 条の 19 の 6 第 5 号も同様）		
70	「他の事業者等の業務に関する・・・情報の分析又は情報の提供を行う業務」ですが、情報利活用業務（銀行法第 10 条第 2 項第 20 号）とはどのような違いがあるのか。情報利活用業務は、銀行が保有している情報を対象にするのに対して、銀行法施行規則改正案第 13 条の 2 の 5 第 4 号は必ずしも銀行が保有していない他	銀行法第 10 条第 2 項第 20 号に掲げる業務と銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 4 号に掲げる業務は、情報の提供を行う業務である点で共通性を見出すことができる点をご指摘のとおりですが、銀行法第 10 条第 2 項第 20 号に掲げる業務は「当該銀行の業務の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資する」業務であり、銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 4 号に掲げる業務は、銀行

	の事業者等の業務に関する情報の分析や提供を対象とするのか。	法第 10 条第 2 項第 21 号の「当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの」を受けて、その具体的な内容を規定したものである点で異なります。
71	改正銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 4 号は、例えば、既存の銀行人材を主として活用するものであって、改正銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 柱書かっこ書きの要件を満たす範囲内であれば、広告宣伝業を広く行うことができるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
72	「広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供」は、例えば調査と分析のみ行う業務など、それぞれ単独で行うことができるとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
73	一般に「広告・宣伝」と呼ばれる業務は銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 4 号に含まれるとの理解であるが、高度なターゲティング広告や「今日のおすすめ！」等の銀行独自の推奨文言付き広告もこれに含まれるという理解でよいか。	左記の業務が「広告、宣伝」に該当するかは個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、一般に「広告・宣伝」と評価される業務は銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 4 号に掲げる業務の対象となります。その他の業務については、監督指針記載の 4 要素に基づいて、「その他の付随業務」に該当するか判断することとなります。
74	他の事業者等が提供する商品、役務又は権利の売買契約に係る媒介又は勧誘（消費者契約法における媒介又は勧誘をいう。）を営業として行うことは、他の事業者等の業務に関する広告又は宣伝に該当するとの理解でよいか。これが違うのであれば、最判平成 29 年 1 月 24 日民集 71 卷 1 号 1 頁を踏まえた形で、銀行や銀行業高度化等会社が行うことができない媒介又は勧誘と銀行が行うことができる銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 4 号における広告又は宣伝との違いを、監督・検査部局の担当官によって判断が分かれることの無いように、明瞭かつ明確にしてほしい。	左記の業務が「広告、宣伝」に該当するかは個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、一般に「広告・宣伝」と評価される業務は銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 4 号に掲げる業務の対象となります。
75	今後は、特定の者に対するオペレーティングリースの広告又は宣伝が可能となるという理解でよいか。	ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「広告、宣伝」の対象としては「他の事業者等の業務」であること以外の制限は設けていません。
76	銀行や銀行子会社は、他の法令に基づき必要な行政処分を受けたうえで、他の事業者等の業務に関する広告又は宣伝またはそれに準じる業務として、放送法に規定される放送を行うことができるとの理解でよいか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、放送法に規定される「放送」を用いて広告又は宣伝を行う業務自体は、銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 4 号に掲げる業務に該当する可能性があります。広告又

		は宣伝に該当しない放送はこれらの業務には該当しません。 なお、当該業務を営むに当たっては、関係法令等に基づき行う必要があります。
77	銀行や銀行業高度化等会社は、他の事業者等の業務に関する広告又は宣伝またはそれに準じる業務として、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に規定されるデジタルプラットフォームを営むことができるとの理解でよい。もし、その中の一部のみが認められるのであれば、認められる要件を教えてください。	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に規定されるデジタルプラットフォームの該当性とは別に、一般に「広告、宣伝」と評価される業務は銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 4 号に掲げる業務の対象となります。 なお、当該業務を営むに当たっては、関係法令等に基づき行う必要があります。
78	銀行が、広告または宣伝の業務を行うに際して、他の事業者から個人情報等の預託を受ける場合には、銀行業のための個人情報の管理態勢とは別にリスクベースで個人情報等の管理レベルを変えることは認められるか。	ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、銀行が個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令等に基づき行う必要があります。
79	銀行がその預金者等を配信対象として他の事業者等の業務に関するアドレス広告を自ら実施する場合や Google や Facebook 等の他の者に委託して行う場合において、アドレス広告の配信のために他の事業者から受取る個人情報（ハッシュ化された仮名加工情報である場合も含む）の取扱いに関しては、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインが適用されるのか、それとも適用されないのか。	銀行が銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 4 号に掲げる業務を営むに当たり、個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報を取り扱う場合には、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年 2 月 28 日個人情報保護委員会・金融庁告示第 1 号（平成 29 年 5 月 30 日施行））が適用されます。
80	銀行や銀行業高度化等会社が、他の事業者等の業務に関する広告又は宣伝を行うに当たっては、銀行の業務の公共性や信用（銀行法第 1 条第 1 項）に依拠した訴求を行うことやその公共性や信用を元にした預金者からの個人情報の広告又は宣伝への利用同意の取得も考えられるが、それらの場合においても、銀行や銀行業高度化等会社は、その広告又は宣伝の内容が不当景品類及び不当表示防止法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は貸金業法その他の法令や指針に反していないかや公序良俗に反するものではないかを確認せずに業務を行なったとしても直ちに違法ではない（広告審査を別途行内や銀行業高度化等会社で行う必要はないもの）と考えてよい。	銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 4 号に掲げる業務に限らず、銀行やその子会社等は、銀行法のみならず、適用のある関係法令等を遵守し、健全かつ適切に業務を運営する必要があります。
81	銀行が第三者の提供するコンテンツ連動型広告配信サービスを自行のサイトに用いる場合には、預金者等に対してどのような広告が表示するかを選択は当該第三者が行うことになる。そうすると、場合によっては反社会的勢力が出稿した広告を預金者に提示し、その広告	銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 4 号に掲げる業務に限らず、銀行は、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを推進する必要があります。

	料をコンテンツ連動型広告配信サービスを提供する第三者を通じて銀行が受取る（つまりテロ資金を受取る）ことも想定されうる。これらの前提を踏まえた上でも、銀行が第三者の提供するコンテンツ連動型広告配信サービスを利用することは可能であると考えてよい。	
82	改正法により、銀行または銀行業高度化等会社は、第三者が営む広告事業の全部の業務の委託を受けることも可能となったとの理解でよい。	銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 4 号に掲げる業務を営むに当たり、契約形態の制限はありません。
83	銀行や銀行業高度化等会社が他の銀行の預金貸付為替等の宣伝又は広告を行う際には、それが銀行代理業又は金融サービス仲介業、その他のライセンスによって行うものではないことの明示が必要か。	「広告、宣伝」を行うに当たり、他の法令等において求められている場合を除き、他のライセンスによって行うものではないことを明示する必要はありません。
84	自行のカードローンの残高が多い顧客や債務者格付の低い顧客に対して、他の事業者等の業務に関する広告又は宣伝と称して、他の金融機関の無担保貸付けの紹介を行うことも考えられるが、多重債務防止の観点から何か対策を取ることは考えているのか。	ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 4 号に掲げる業務に限らず、銀行は、貸金業法における多重債務の発生抑制の趣旨や利用者保護等の観点を踏まえ、所要の態勢を整備することが求められています。
85	調査業務について、銀行の個人・法人顧客にアンケートやヒアリング調査した結果を、顧客の同意のもと、事業者に調査結果として提供し対価を得る業務も含まれうるとの理解でよい。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、左記の業務は銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 4 号に掲げる業務又は銀行法第 10 条第 2 項第 20 号に掲げる業務に該当し得るものと考えられます。
▽第 5 号関係		
86	「利用者」との文言が使用されているが、「顧客」との違いはあるのか。「利用者」には、顧客（契約者）の家族（父母、祖父母、幼児等）が含まれるのか。	「利用者」は「顧客」を含みますが、これに限られるものではありません。
87	「巡回訪問を行う」先は、利用者の自宅に限定されず、利用者が執務・就労する事業者や入所する施設なども含まれるとの理解でよい。	当該銀行の利用者に係る「巡回訪問」であれば、「巡回訪問を行う」先に制限はありません。
88	銀行法施行規則案第 13 条の 2 の 5 第 5 号で規定されている、いわゆる見守り業務について、「当該銀行の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行う業務」とあるが、巡回訪問先は銀行の利用者ではないが委託者が銀行の利用者である場合も含まれると考えてよい（銀行顧客である息子が銀行顧客でない親の居宅への訪問を依頼するケース）。	「巡回訪問を行う」先に制限はありませんが、当該銀行の利用者に係る「巡回訪問」である必要があります。なお、「利用者」は「顧客」を含みますが、これに限られるものではありません。
89	改正銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 5 号は、「巡回訪問を行う業務」とは、単に「訪問」を行うだけでなく、それに付随して、安否確認、悩み事相談、生活・家事支援など、訪問におい	「巡回訪問」に伴い提供することができると考えられるサービスは多種多様であるところ、例えば安否確認や当該確認に伴う依頼者への報告については、この号の趣旨を踏まえると、銀行法施

	て地域社会や家族から社会通念上期待される業務を行うことができるという理解でよいのか。	行規則第 13 条の 2 の 5 第 5 号に規定する「巡回訪問を行う業務」に含まれるものと考えます。他方、これに含まれない業務は、監督指針記載の 4 要素に基づいて、「その他の付随業務」に該当するか判断されるものと考えます。
90	(一部の地域金融機関では職員が高齢顧客の自宅を訪問し、無償で電球の取換え等の世話をしているケースがあると聞いていますが、) 「巡回訪問を行う業務」には、巡回訪問に伴って顧客の世話をすることも含まれるとの理解でよいのか。	
第 17 条の 2 (専門子会社の業務等) 関係		
▽第 4 項関係		
91	従属業務の収入依存度の対象会社の範囲を子会社等に拡張された理由を教えてください。	銀行制度等WG報告において『『銀行等』の範囲を拡充し、銀行・銀行持株会社の子法人等・関連法人等までを含める』とされたことを受けたものとなります。
92	従属業務会社が「『銀行等』のためにその業務を営んでいる」とする「銀行等」の範囲が見直されているが、これまで同様、複数の銀行グループによる従属業務会社の共同設立や共同利用は可能と理解してよいのか。	ご理解のとおりです。
▽第 5 項関係		
93	改正銀行法施行規則第 17 条の 2 第 5 項について、旧同条第 6 項各号の、試験研究費等の要件を削除した理由を教えてください。	銀行制度等WG報告において『常勤研究者の人数などに関する画一的な数値基準は撤廃した上で、銀行・銀行グループが「新たな事業分野を開拓する会社」か否かを個別に判断する枠組みとすることが考えられる。』とされたことを受けたものとなります。
94	「中小企業者」の同一性は、法人番号で判定することでよいのか。	ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、その設立以降「中小企業者」の法人格が同一のものとして継続していることの確認という趣旨であれば、例えば法人登記による確認が考えられます。
95	5%ルール例外として銀行が出資しているベンチャービジネス会社(銀行法第 16 条の 2 第 1 項第 12 号)、事業再生会社(銀行法第 16 条の 2 第 1 項第 13 号)、事業承継会社(銀行法第 16 条の 2 第 1 項第 13 号)、地域活性化事業会社(銀行法第 16 条の 2 第 1 項第 14 号)が、認可を受けて他業銀行業高度化等会社となることは可能という理解でよいのか。	銀行法第 16 条の 2 第 13 項において準用する同条第 4 項の認可を受けて、同条第 1 項各号に掲げる会社を他業銀行業高度化等会社とすることは可能です。
▽第 6 項関係		
96	事業再生会社について拡充した「経営改善計画」が、第 17 条の 2 第 7 項第 1 号の計画(銀	ご理解のとおりです。

	行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業再生のための支援をその内容に含む事業計画が策定されていること）とも言える限りにおいては、事業承継会社であったとしても、事業再生会社として位置付けられ、銀行本体で保有が可能という理解でよいのか。 また、その場合、中小企業者であれば 10 年間の保有が銀行本体で可能という理解でよいのか。	
97	銀行法施行規則第 17 条の 2 第 6 項第 9 号の要件を充たす一方で、同条第 7 項の要件を充たさない場合として具体的に想定される場合を教えてください。 「経営改善のための計画」と「事業計画」といった形で、計画に関する表現があえて使い分けられているが、これによって具体的に求められる記載事項や形式が異なることを意味しているのか。それとも、「経営改善のための計画」（第 6 項第 9 号）が「事業計画」（第 7 項）を兼ねる場合もあると考えてよいのか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、策定した計画が、銀行法施行規則第 17 条の 2 第 6 項第 9 号に規定する「経営改善のための計画」と同条第 7 項第 1 号に規定する「事業計画」のいずれにも該当することは否定されないものと考えます。
98	改正銀行法施行規則第 17 条の 2 第 6 項第 9 号について、「当該会社に対する金銭債権」は、貸付債権に限らず、例えば手形債権、私募債に基づく償還請求権、保証債権、株式の配当金支払請求権、損害賠償請求権、不動産の家賃債権、第三者の金銭債権の譲受債権など、何らかの「金銭債権」であればよいのか。 また「当該出資により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるもの」については、その「見込み」の基準時は「出資時」で判断され、事後、業績が悪化しても直ちに本号該当性が否定されるものではないという理解でよいのか。 「経営の状況の改善」という「改善」とは辞書的意味にいう「悪いところが改まってよくなること」（広辞苑）とあるように、「悪いところが改まる」見込みという程度が必要か。また、そのような程度が必要としても、単なる営業利益、経常利益の黒字化のみならず、少数株主として意見を言うことにより、社長のみでの決定でなくなるといった程度のガバナンスの「改善」も含まれるか。 銀行が議決権を取得した後で、会社のオーナー等が意思を翻して別のコンサル業者の案を採用したような場合には、「・・・策定された合理的な経営改善のための計画・・・を実施している会社」でなくなってしまうが、銀行の出資時又はそれに近接して、当該合理的な経営改善のための計画を実施していれば、その後、計画が撤回されても、銀行法違反にはならないと	一般に「金銭債権」と解されるものが該当します。 「当該出資により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるもの」の判断についてはご理解のとおりです。 「改善」の内容については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。 仮に、特定子会社による出資時においては「・・・策定された合理的な経営改善のための計画・・・を実施している会社」であったが、その後当該計画の実施を中断した場合は、銀行法施行規則第 17 条の 2 第 10 項の準用する同条第 9 項の適用があります。 なお、ご意見を踏まえ、銀行法施行規則第 17 条の 2 第 6 項第 9 号は「策定した」としました。

	いう理解でよいか（特に、銀行子会社となる場合だけでなく、銀行の「関連会社」となり、基準議決権取得規制等との関係で、本号該当性が求められる場合が気になっている）。改正銀行法施行規則第 17 条の 2 第 8 項第 2 号の「策定した事業計画に基づき当該事業計画を実施している会社」についても、同様の点についてご確認お願いする（なお、改正銀行法施行規則第 17 条の 2 第 6 項第 9 号は「策定された」、改正銀行法施行規則第 17 条の 2 第 8 項第 2 号は「策定した」とある点は統一してもよいのではないか。）。	
99	特定子会社が取得した第 6 項の事業再生会社の議決権にあっては、改正後の第 6 項第 10 号に該当する会社（事業承継会社）も含め、原則として、その取得の日から 10 年を経過する日まで基準議決権数を超えた保有が可能であると理解しているが、「その取得の日」が法施行日前である場合であっても、当該日から保有可能期間は 10 年間となるのか。	ご理解のとおりです。
▽第 7 項関係		
100	銀行法施行規則案第 17 条の 2 第 7 項には、「同項第 10 号に掲げる会社に該当するものを除く」という括弧書きが残されたことから、事業承継会社（第 17 条の 2 第 6 項第 10 号）に対する銀行グループからの出資は、投資専門子会社経由に限られる点については変更がないという理解でよいか。 そうだとすると、事業再生会社と事業承継会社との間で、銀行本体からの出資の可否について差異を設けるのはどのような理由によるものか。	銀行法施行規則第 17 条の 2 第 6 項第 10 号に掲げる会社について、リスク遮断の観点から、投資専門会社を経由する点は従前より変更ありません。 後段については、金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ報告「金融システム安定等に資する銀行規制等の見直しについて」（平成 25 年 1 月 25 日公表）において、事業再生会社について、『最近では、条件変更や債権放棄だけでは再生できず、事業を再構築する必要のある企業が増えてきている。このようなケースでは銀行等が一定の株式を保有した上で、企業の再生に積極的に関与することが有効になることもある。このため、銀行等本体による事業再生会社の議決権保有を認めることには合理性がある。』とされたことによります。
▽第 14 項関係		
101	銀行法施行規則第 17 条の 2 第 14 項第 2 号においては、「経営相談等業務」という用語が用いられていない。「経営相談等業務」の定義（第 13 条の 2 の 5 第 1 号）と比較した場合、事務の受託が外れているように思われるが、これは、意図的に、ビジネスマッチング又はコンサルティング等に関連する「事務の受託」を行ってはいならないとするものなのか確認したい。 また、もしそうであるとして、投資専門子会社において、上記の事務の受託を行ってはい	今般の改正は、銀行制度等WG報告において、『投資専門会社のハンズオン支援能力を強化するため、コンサルティング業務などを業務に追加することが考えられる。』とされたことを踏まえたものであるため、機能的に異なる「事務の受託」については追加することとしていません。

	ないのはどのような要請に基づくものなのか、説明してほしい。	
102	「前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる」とあるが、「見込まれる」とは、各行の合理的な判断に基づくものでよいのか。 また、将来的に見込まれるのであれば、ある一定期間内に資金の供給を受けることまで求められているものではないと理解してよいのか。	ご理解のとおりです。
103	改正案では、投資専門子会社の投資先対象会社（株式会社）に対して経営相談等業務を認めるものと理解している。この経営相談等業務の提供先は投資先対象会社（株式会社）に限定されるのか。投資先対象会社（株式会社）のグループ会社に対するものは認められないのか。	銀行法施行規則第 17 条の 2 第 14 項の改正は、銀行制度等WG報告において『投資専門会社のハンズオン支援能力を強化するため、コンサルティング業務などを業務に追加することが考えられる』とされたことを受けた改正であるため、投資先対象会社以外の会社に対するコンサルティング業務などは追加していません。 なお、No. 101 も合わせてご覧下さい。
▽第 15 項関係		
104	銀行法施行規則第 17 条の 2 第 15 項第 1 号の持株会社については、従前の中間持株会社に設けられていた、（また今回も第 2 号の持株会社については設けられている）業務範囲の制約（経営管理、その附帯業務、金融関連業務及び従属業務に限られる）がなくなっているように見え、業務範囲の制約なくいかなる業務であっても行うことができるように見えるが、そのような理解でよいのか。	銀行法施行規則第 17 条の 2 第 15 項第 1 号に規定する持株会社は、それぞれの業法において認められる範囲でその業務を営むことができます。
第 17 条の 3（銀行の子会社の範囲等）関係		
105	銀行子会社である従属業務を営む会社に係る銀行法施行規則第 17 条の 3 第 1 項第 17 号、金融関連業務を営む会社に係る同条第 2 項第 18 号の 2 には、銀行法施行規則案第 13 条の 2 の 5 第 3 号のような括弧書（「（当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）」）がないため、銀行子会社で上記各号に該当する業務を営む会社は、他社開発のシステムやソフトウェア（ワードやエクセル等の家電量販店等でも販売されているような汎用的なパッケージソフトウェアを含む）の販売や保守も可能と考えてよいのか。	銀行法施行規則第 17 条の 3 第 1 項第 17 号、同条第 2 項第 18 号の 2 については、従来の解釈に変更ありません。
106	改正銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 の業務については、金融関連業務子会社の業務としてもよいのではないかと（同規則第 17 条の 3 第 2 項第 3 号カッコ書き関係）。例えば「巡回訪問を行う業務」を営む会社も金融関連業務	銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 に規定する業務は、銀行の経営資源を主として活用する範囲において認められる業務であり、これをそのまま金融関連業務とすることは馴染まないものと考えます。

	子会社にしてよいのではないか（よりリスク許容度が高い子会社に許されない理由もないと思われる）。	なお、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 に規定する業務は、銀行法第 10 条第 2 項第 21 号「地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務」であることから、これを銀行業高度化等会社において営むことは考えられます。
第 17 条の 4 の 3（一定の銀行業高度化等会社）関係		
▽全般		
107	一定の銀行業等高度会社の活用イメージ（一例）について確認したい。 銀行が、最初から「一定の銀行業高度化等会社」を設立・事業開始することは当然考えられるが、例えば、「地域の活性化等に資する業務」で、ある程度の事業の実験を行った後に、「一定の銀行業高度化等会社」を設立することがありうるという理解でよいか。 例えば、今回新設された「地域の活性化等に資する業務」により「自行開発システム販売・保守」業務を銀行本体及び既存の経営資源で「スモールスタート」し、ある程度、採算が取れると見込めた段階で、「一定の銀行業高度化等会社」を設立、新規の経営資源（人材・設備）を投入し、事業を拡張させることが考えられる。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、銀行本体において地域の活性化等に資する業務を営み、その後、当該業務を「一定の銀行業高度化等業務」として、子会社において営むことも考えられます。
108	銀行法施行規則案第 17 条の 4 の 3 の一定の銀行業高度化等会社について、「次に掲げる業務を専ら営む会社」とされているが、従属業務や金融関連業務を併営することは可能か。同条第 8 号には「前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であって、子会社対象会社（法第 16 条の 2 第 1 項に規定する子会社対象会社をいい、同項第 12 号から第 15 号までに掲げる会社を除く。）が営むことができるものとあることから、当該従属業務・金融関連業務が「前各号に掲げる業務に関し必要となる業務」と認められるものであれば併営することは可能か。この場合、「必要となる業務」とはどのようなものを指すのか。たとえば、銀行法施行規則第 17 条の 3 第 1 項第 17 号、同条第 2 項第 18 号の 2 のシステム関連業務は施行規則案第 17 条の 4 の 3 第 4 号の業務に関し必要となる業務に該当するといえるか。	一定の銀行業高度化等会社については、銀行法施行規則第 17 条の 4 の 3 柱書に「次に掲げる業務を専ら営む会社」と規定していることから、同条各号に掲げる業務を併営することは可能です。 なお、同条第 8 号に規定する「必要となる業務」かどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。
109	改正銀行法第 16 条の 2 第 1 項第 15 号（銀行法 52 条の 23 第 1 項第 14 号）の「地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務」は、改正銀行法第 10 条第 2 項第 21 号の「地域の活性化、産業の生産性の	前段についてはご理解のとおりです。 後段については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、「資すると見込まれる」業務を含む点で、幅広く解することができるものと考えます。

	向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの」や、改正銀行法第 52 条の 23 の 2 第 6 項の「特例銀行業高度化等業務」の内容が参考になるが、当該内閣府令に定めるものととどまらないという理解でよい。 また、改正銀行法第 16 条の 2 第 1 項第 15 号は「これらに資すると見込まれる業務」とあるので、改正銀行法第 10 条第 2 項第 21 号、改正銀行法第 52 条の 23 の 2 第 6 項、それらについて内閣府令で定めるものよりも、「地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する」かどうかについては柔軟な判断がなされうるという理解でよい。	
▽第 1 号関係（第 34 条の 18 の 2 第 1 号、第 34 条の 19 の 6 第 1 号も同様）		
110	銀行法施行規則第 17 条の 4 の 3 において「一定の銀行業高度化等業務」が列挙されているところ、その第 1 号において「専ら情報通信技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務」が挙げられている。 一方、現行の銀行法第 16 条の 2 第 1 項第 12 号の 3 では、「情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務」とされている。 「銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務」という部分については、同じ文言が使用されている以上、現行の銀行法第 16 条の 2 第 1 項第 12 号の 3 と改正銀行法施行規則第 17 条の 4 の 3 で全く同じ意味に解してよい。 すなわち、現行法に基づき高度化等業務と認められている業務については、全てが「銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務」には該当するので、「専ら情報通信技術を活用した」という部分さえ満たせば、改正銀行法施行規則第 17 条の 4 の 3 第 1 号にも当然に該当すると考えてよいのか。	銀行法施行規則第 17 条の 4 の 3 第 1 号は、FinTech に関する業務について条文化したものであり、現行の銀行法第 16 条の 2 第 1 項第 12 号の 3 と全く同じ意味ではありません。その上で、銀行法施行規則第 17 条の 4 の 3 第 1 号に掲げる業務に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。
111	銀行法施行規則案第 17 条の 4 の 3 第 1 号は、「専ら情報通信技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務」とあるが、「専ら」は「情報通信技術を活用した」という部分に係るのか。	前段についてはご理解のとおりです。 後段については、銀行法施行規則第 17 条の 4 の 3 第 1 号は、FinTech に関する業務について条文化したものであり、対面業務を否定するものではありません。

	その場合、「専ら情報通信技術を活用した」とはどのような意味か。完全非対面業務のみを想定し、対顧客との関係で対面業務を少しでも行っていたらこれには該当しないのか。【不明】	
112	銀行法施行規則案第17条の4の3第1号は、「専ら情報通信技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務」とあるが、「専ら」は「情報通信技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務」という部分全体に係るのか。 その場合、銀行法施行規則案第17条の4の3第1号の業務を行うときは、一定の高度化等業務に該当するためには、同条第2号ないし第9号の業務すら併営してはならないということか。 そうだとすると、第1号の業務に必要となる業務（第8号）や附帯する業務（第9号）ですら併営できないというのは不合理なので、再考してほしい。	「専ら」は「情報通信技術を活用した」に係ります。 銀行法施行規則第17条の4の3柱書において「次に掲げる業務を専ら営む会社」と規定しているとおり、同条各号に掲げる業務を併営することは認められます。
▽第7号関係（第34条の18の2第7号、第34条の19の6第7号も同様）		
113	「成年後見人等の事務を行う業務」とは、どのような業務か。銀行業高度化等会社が成年後見人に就任するのか。	銀行法施行規則第17条の4の3第7号は、銀行制度等WG報告において『地域と連携した成年後見（銀行グループが単独で成年後見業務を営むのではなく、地域連携ネットワークの中核機関などと連携して営むことも考えられる）』とされたことを受けた改正であり、一定の銀行業高度化等会社が成年後見人に就任することをも含む業務として規定するものです。
114	第7号の「成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第2条第1項に規定する成年後見人等をいう。以下この号、第34条の18の2第7号及び第34条の19の6第7号において同じ。）の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務」について、成年後見人等の事務の支援として、一定の銀行業高度化等会社が成年後見人に代わって相手方と契約を締結することとも含まれるとの理解でよい。また、本号により、一定の銀行業高度化等会社であれば、成年後見人に就任しうること、また、成年後見監督人に就任しうるという理解でよい。	ご理解のとおりです。
▽第8号関係（第34条の18の2第8号、第34条の19の6第8号も同様）		
115	第17条の4の3第8号では「前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社	「前各号に掲げる業務に関し必要」といえるかは個別の判断となりますが、例えば、一定の銀行

	対象会社が営むことができるもの」とされている。個別具体的な業務が「前各号に掲げる業務に関し必要となる」かどうかについては、例えば、以下の観点が含まれるとの理解でよい。 ・前各号に掲げる業務と子会社対象会社の業務とのシナジー ・それぞれの業務に共通する経営資源の存在 また、競合する他業態における同種の業務に係る併営の状況についても、判断要素の一部として一概に否定されるものではない、という理解でよい。	業高度化等会社の業務と併せ営むことでシナジーが生じる、共通する経営資源が存在するため業務を効率化できる等の場合には、「必要」といえる余地があるかと考えます。 競合する他業態において兼営することが一般的であるからといって、それが一定の銀行業高度化等会社として申請する会社にも妥当するかは、個別の検討の必要があるものと考えますが、判断要素の一部とすることについて一概に否定されるものではありません。
第 17 条の 5（子会社対象銀行等を子会社とすることについて認可の申請等）関係		
116	子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることの認可申請にあたり、既存の子会社対象外国会社が、新たに子会社業務範囲規制に抵触する業務を開始する場合には、銀行法第 16 条の 2 第 14 項および第 15 項の承認申請が必要となるという理解でよい。 また、外国特定金融関連業務会社が新たに子会社業務範囲規制に抵触する業務を開始する場合については、銀行法施行規則第 17 条の 4 の 4 で定められた業務を主として営む限りにおいては、特段の法令上の手続きはないという理解でよい。	既存の外国子会社（子会社対象会社に限る。）が新たに子会社業務範囲規制に抵触する業務を開始する場合は、銀行法第 16 条の 2 第 14 項及び第 15 項の承認申請をご検討いただくこととなります。 外国特定金融関連業務会社がさらに子会社業務範囲規制に抵触する業務を開始する場合については、主として一定の金融関連業務を営む会社である限りにおいて法令上の手続きはありませんが、外国特定金融関連業務会社が子会社業務範囲規制に抵触する業務を併営することが認められる趣旨（銀行法第 16 条の 2 第 9 項第 2 号参照）を踏まえてご検討いただく必要があると考えます。
第 17 条の 5 の 2（他業銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）関係		
117	銀行法施行規則における「基準議決権数」の概念は、銀行法第 16 条 4 第 1 項等の定義を引いていることから、「国内の会社」についての議決権数についての概念であるものと理解しており、したがって、銀行業高度化等会社を「基準議決権数を超えて取得する」という表現には外国の銀行業高度化等会社の議決権を 5 %（又は 15%）を超えて取得するケースは含まれないものと理解している（そのように考えないと、銀行法上、従前出資規制（5 %ルール）の対象になっていなかった外国の会社について、規制を強化して出資規制を設けたことになってしまう。）。 今般、銀行法施行規則第 17 条の 5 の 2 等において、「外国の銀行業高度化等会社を子会社とすること」という文言が削除されているが、これによって、外国の銀行業高度化等会社を子会社化する際に認可を受けることは不要となるのか。 恐らく、そうではないものと理解しているが、その場合、外国の銀行業高度化等会社を子会社化する際には、銀行法施行規則のどの条項	ご指摘のとおり、外国の銀行業高度化等会社については、従前と同様、子会社とすることについての認可の申請を求めることとして修正しました。

	に基づいて認可審査を受けることになるのか教えてほしい。	
第 17 条の 7 の 3（特例対象会社関係）関係		
118	銀行法施行規則第 17 条の 7 の 3 第 2 項として、新たな規定が追加されている。この中で、「第 17 条の 6 第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由によらずに取得されたとき」との限定が付されているが、この条文の解釈としては、担保権の実行や代物弁済による特例対象会社の議決権の取得の場合、その後に特例対象会社としての要件を充たさなくなった場合には、処分基準日以前であっても、直ちに 5 % を超える部分の議決権の処分を行わなければならないとの趣旨でよいのか。	銀行法施行規則第 17 条の 7 の 3 第 2 項は、銀行又はその子会社が担保権の実行や代物弁済によらずに議決権を取得した時点で特例対象会社に該当していた会社については、その後、特例対象会社に該当しなくなった場合でも、新たに銀行又はその子会社が当該会社の議決権を取得しない限り（担保権の実行や代物弁済による取得する場合を除きます。）、引き続き特例対象会社として取り扱うことを可能とするものです。
第 34 条の 16（銀行持株会社の子会社の範囲）関係		
119	新たに制定された銀行法施行規則第 34 条の 16 第 4 項第 2 号においては、銀行持株会社が経営改善計画の策定に関与することができることを前提とした記載がある。 他方、銀行持株会社の業務範囲は、共通重複業務としての認可を受けない限りは、経営管理及びこれに附随する業務に限定されている（銀行法第 52 条の 21 第 2 項）。 そうすると、事業再生会社（子会社化する前）の経営計画の策定を銀行持株会社が行うことは、経営管理に附随する業務に該当するのか。そうでない場合は、共通重複業務（第 34 条の 14 の 4 第 1 項各号）のいずれについての認可を受けて行う必要があるのかについて教えてほしい。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、銀行法施行規則第 34 条の 16 第 4 項第 2 号に規定する「関与して策定」することを銀行持株会社が業務として行うとすれば、その業務範囲内である場合に限り、銀行持株会社は行うことができると考えます。
第 34 条の 19 の 8（特例銀行業高度化等業務に係る届出）関係		
120	改正銀行法第 52 条の 23 の 2 第 8 項に基づく予めの「特例銀行業高度化等業務」の内容を定めた届出については、今後の事業展開が予想される場合には、ある程度幅をもった届出が許容され、届出後に直ちに当該業務を開始しなくても足りるという理解でよいのか。 また、特例銀行業高度化等業務の届出の具体性の「程度」については、株式会社の定款に記載する一般的な「会社の目的」の各条項程度の具体性でよいのか。	銀行法第 52 条の 23 の 2 第 8 項に規定する「特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社を持株特定子会社としようとするとき」には届出をする必要があり、一定の時間的近接性をもって「特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社を持株特定子会社と」する必要があります。 その際、当該持株特定子会社の定款の記載にかかわらず、実際に営む業務を特例銀行業高度化等業務として届け出る必要があります。
121	改正後の銀行法第 52 条の 23 の 2 第 8 項の括弧内の「内閣府令」は現時点では定められていないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	改正銀行法第 52 条の 23 の 2 第 8 項において、特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社を持株特定子会社とする場合は届出が要求され	

	るところ、「特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社のうち内閣府令で定める会社」については子会社としない場合であっても基準議決権数を超えた場合には届出が必要とされている。 この点、銀行法施行規則の改正案では、上記のような基準議決権数を超えた場合に届出が必要となる「銀行法第 52 条の 23 の 2 第 8 項に規定する内閣府令で定める会社」を規定する条文が見受けられない。 これは、上記の改正銀行法第 52 条の 23 の 2 第 8 項かっこ書きは、いわゆる空振り規定となっているとの理解でよい。	
第 34 条の 37（銀行代理業の許可の審査）関係		
123	銀行法施行規則第 34 条の 37 第 6 号及び第 7 号において、一般事業を兼業する銀行代理業者における貸付の代理・媒介の範囲が制限されているところ、今回の改正案では、同条第 6 号ハで「主たる兼業業務の内容が資金の貸付け・・・以外である場合」については、「所属銀行から地域における人口の減少等に伴う当該所属銀行の営業所の廃止その他これに類するものを理由として委託を受けて銀行代理業を営む場合」との文言が追加されている。 しかしながら、同条第 7 号で「主たる兼業業務の内容が資金の貸付け・・・である場合」については、上記の第 6 号のような、「所属銀行から地域における人口の減少等に伴う当該所属銀行の営業所の廃止その他これに類するものを理由として委託を受けて銀行代理業を営む場合」との趣旨の記載が追加されていない。 第 7 号についても、第 6 号と同様に、かかる趣旨の記載を追加してほしい。	今般の改正は、銀行制度等WG報告において、『人口減少地域などにおいて従来型店舗を縮小する場合について、既存顧客への対面サービスを可能な限り維持することを目的として、一般事業を併せ営む代理業者が取扱可能な貸付けの範囲に係る制限を緩和することが考えられる。』とされたことを踏まえたものであるため、銀行法施行規則第 34 条の 37 第 7 号についてはかかる趣旨の改正は行っていない。
124	金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第 16 条第 1 項第 2 号及び銀行法施行規則第 34 条の 37 第 1 項第 7 号の趣旨は従前のおりと理解してよい。	規定振りの適正化を行うものであり、ご理解のとおりです。
第 35 条（届出事項）関係		
125	銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 9 号について、銀行法第 16 条の 2 第 4 項に基づき他業銀行業高度化会社の議決権取得の認可を既に受けているのに、重ねて議決権取得について届出をしなければならないとの規制を新たに加えられたのは、どのような理由によるものか。 当局は、認可審査時に、議決権取得について把握できるので、特段必要ないのではないかと。仮に、認可を受けた後、実際に保有したことを別途確認する必要があるという理由でしたら、他業銀行業高度化会社以外の類型の銀行子会	他業銀行業高度化等会社については、銀行法施行規則第 17 条の 5 の 2 第 2 項第 2 号に基づき、「当該申請に係る他業銀行業高度化等会社等に対する出資が全額毀損した場合であつても、申請銀行及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。」を審査することに鑑み、認可後においても、銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 9 号に基づく届出に基づき、議決権の追加取得に伴うかかる見込みの変化の有無等を把握することを企図するものです。

	社の取得についても同様の届出義務を設けないと平仄が取れていないのではないか。	
126	現行銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 9 号が削除されているが、今後は、一度子会社にした会社の議決権を追加で取得した場合について届出は不要と考えてよいか。	銀行の届出事項に関して、銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 9 号に該当する場合を除き、ご理解のとおりです。
127	銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 10 号、第 11 号に基づく届出が必要となるケースとして具体的にはどのようなケースが想定されるのかを教えてください。 例えば、銀行法第 16 条の 2 第 6 項に基づき、外国特定金融関連業務会社を取得する場合（特に孫会社はいないと仮定して）はこれに該当するか。 また、子会社対象会社以外の外国の会社を取得することを計画して、実際にした場合には、第 10 号と第 11 号に基づき、2 回届出が必要になるか。	例えば、銀行法第 16 条の 2 第 6 項に該当して子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとする場合、銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 10 号に基づき届出を行い、実際に子会社とした場合に同項第 11 号に基づき届出を行うケースが想定されます。なお、第 11 号に基づく届出は、半期ごとに一括して行うことを可能としています。 ただし、銀行法第 16 条の 2 第 7 項において準用する同条第 4 項の認可を受けて外国特定金融関連業務会社を子会社としようとする場合は、銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 10 号に基づく届出は不要です。
128	銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 19 号について、「当該子会社対象会社以外の子会社対象銀行等に該当する会社となった」場合とは、例えば、これまで銀行法第 16 条の 2 第 1 項第 11 号に該当していた会社が、同項第 2 号の 2 に該当する会社となった場合など、銀行法第 16 条の 2 第 1 項のどの号に該当するかについて変更があった場合を意味すると考えてよいか。	ご理解のとおりです。なお、銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 19 号は銀行の子会社については届出の対象としていません。
129	銀行法施行規則第 35 条第 8 項第 1 号の銀行の業務には、今回追加される同規則第 13 条の 2 の 5 各号の業務も含まれるのか。	ご理解のとおりです。
○銀行法施行規則第 34 条の 19 の 7 第 2 項第 1 号並びに第 34 条の 19 の 9 第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定に基づき、金融庁長官が定める比率等を定める告示		
第 1 条関係		
130	第 1 号では、（１）「海外営業拠点を有する銀行…」等「を子会社…とする銀行持株会社…及びその子会社等…の連結自己資本比率（銀行法施行規則第 34 条の 10 第 1 項第 4 号に規定する連結自己資本比率をいう。）」、「（２）「海外営業拠点を有する銀行及びその子会社等…の連結自己資本比率（銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率をいう。）」、「（３）「海外営業拠点を有する銀行の単体自己資本比率」について、12%と定めていると理解。 また、第 2 号では、（１）「海外営業拠点を有する銀行…」等「を子会社としていない銀行持株会社及びその子会社等…の連結自己資本	ご理解のとおりです。

	比率（銀行法施行規則第 34 条の 10 第 1 項第 4 号に規定する連結自己資本比率をいう。）」、（2）「海外営業拠点を有しない銀行及びその子会社等…の連結自己資本比率（銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率をいう。）」、（3）「海外営業拠点を有しない銀行の単体自己資本比率」について、10%と定めていると理解。 ここで、第 1 号、第 2 号共に、（2）、（3）に定めるところの「銀行」とは銀行法施行規則第 34 条の 19 の 7 第 1 項第 3 号ロにある「当該銀行持株会社の子会社である銀行」に限定されるという理解でよい。	
131	金融審議会銀行制度等WG報告書（注 20）において「財務健全性については、米国金融持株会社制度を参考に、持株会社およびその傘下の銀行すべての自己資本比率が 10%以上であることを要件とし」と記載されていることは承知しているが、その上で今回第 1 号で 12%、第 2 号で 10%という基準をそれぞれ設定された根拠を教えてください。	自己資本比率規制は、国際統一基準行と国内基準行で異なる基準としていることから、本要件についてもそれぞれ定めることが自然と考えます。この点、銀行制度等WG報告の記載を踏まえ、米国金融持株会社（FHC）制度において用いられている「自己資本比率 10%以上」について、国内基準行はこれをベースに考えることとし、国際統一基準行は規制資本の差異等を踏まえ、国内基準行と同程度の比率とするものです。
○信用金庫法施行規則		
第 50 条第 13 項（地域の活性化等に資する業務）関係		
▽全般		
132	昨年 12 月に公表された「銀行制度等ワーキング・グループ報告」（WG 報告）8～9 頁において、「銀行本体の法律上の付随業務に、…持続可能な社会の構築に資するものを追加し」「その具体的内容は内閣府令に定めて外縁を明確にし、制度の実施状況やニーズの変化などを踏まえて機動的に変更できる枠組みとすることが適当である。」とされている。その上で、今回新設された第 50 条第 13 項（地域活性化等業務）は、WG 報告の脚注 25 で「まずは」として示された 5 つの業務が規定化されるものである。 したがって、第 50 条第 13 項（地域活性化等業務）の規定に関して、当局は、上記 WG 報告の趣旨を踏まえ、金融機関におけるその他付随業務の状況や社会環境・経済情勢、地域・利用者等のニーズ等を勘案のうえ、弾力的に見直しを行うという理解でよい。あわせて、見直しに関しては、定期的に見直し（例えば年 1 回）を行うような仕組みを検討してほしい。	銀行制度等WG報告において、『その具体的な内容は内閣府令に定めて外縁を明確にし、制度の実施状況やニーズの変化などを踏まえて機動的な枠組みにすることが適当である』とされており、これを踏まえ対応してまいります。
▽柱書関係		
133	改正案第 50 条第 13 項柱書における「業務の健全かつ適切な遂行」とは、どのような趣旨か。	今般の信用金庫法の改正により、信用金庫は地域の活性化等に資する業務を行うことができる

	またこの表現は、理事の兼職・兼業の認可基準を定めた信用金庫法第 35 条第 2 項、不祥事件の包括条項である同施行規則第 100 条第 6 項第 5 号にも用いられているが、それぞれ趣旨は同じ。異なる場合には、それぞれ教えてほしい。	ようになりますが、信用金庫本体は預金を直接受け入れることなどから、その業務に係る需給次第で余剰となり得る能力を、新たに獲得することを基本的に伴わないと考えられる業務であることを要件とする趣旨から規定するものです。 左記の信用金庫法第 35 条第 2 項、信用金庫法施行規則第 100 条第 6 項第 5 号については、それぞれの文脈において解すべきものと考えます。
134	改正案第 50 条第 13 項は、信用金庫法第 53 条第 3 項第 20 号と併せて、従来から解釈・運用上認められてきた「その他の付随業務」（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2（1））を法令上具体化したものと理解をしている。その理解を前提として、地域金融機関からすると信用金庫法第 53 条第 3 項第 20 号の「地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する」の要件は、当然のことであり冗長である。同要件の意義及び設定された理由について教えてほしい（なお、信用金庫法にかかる意見のため本来は意見募集の対象ではないものとは分かっているが、同法の要件が改正案の内容にかかるものなので教えてほしい。）。	今回の改正は、銀行制度等WG報告において、『銀行業に係る経営資源の有効活用にあたる範囲内において、銀行本体がデジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務を営めるようにすることが考えられる』『協同組織金融機関についても…銀行に係る見直しと同じ趣旨で見直すことが考えられる』とされたことを踏まえたものです。
135	改正案第 50 条第 13 項柱書における「当該信用金庫の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該信用金庫の同条第 1 項各号に掲げる業務を行う事業に係る経営資源に加えて、次に掲げる業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあつては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該信用金庫の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。」の解釈について、令和 3 年 8 月 27 日付「『主要行等向けの総合的な監督指針』等の一部改正（案）の公表について」の中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針改正案Ⅲ-4-2（1）において、「デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資するため、地域活性化等業務を銀行の業務範囲に追加した点に鑑みれば、当該要件について過度に厳格な扱いをすべきではない点に留意する必要がある。そこで、当該要件については、新規又は追加的に取得しなければならないリソースを最小限度にしないでなければならないわけではなく、仮に当該業務の需要がゼロになったとしても、銀行の固有業務の遂行又は健全性に著しい支障をきたさないことが明らかである限り、当該要件を充足すると見做すことができ、地域活性化等業務として実施可能であることに留意する。」ことが提示されているところ（信用金庫については、同監督指針Ⅴ-1-6 及びⅤ-3-6-1 で準用）。	今般の信用金庫法の改正により、信用金庫は地域の活性化等に資する業務を行うことができるようになりますが、信用金庫本体は預金を直接受け入れることなどから、その業務に係る需給次第で余剰となり得る能力を、新たに獲得することを基本的に伴わないと考えられる業務であることを要件とする趣旨から規定するものです。 当該規定を受け、中小・地域金融機関向け監督指針において、当該規定に係る留意点を示すこととしています。

	上記の中小・地域金融機関向け監督指針改正案の解釈を採用する場合、当該解釈を前提として信用金庫法施行規則改正案の表現を修正し記載した方がよいと思うがどうか。	
▽第 1 号関係		
136	第 50 条第 13 項第 1 号等の「事業者等」には、現在、信用金庫が取引を行っていない先も含まれるという理解でよいのか。	ご理解のとおりです。
137	現行の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅲ－４－２（１）に記載のある「コンサルティング業務」及び「ビジネスマッチング業務」は、「取引先企業に対して行う」と記載されている。一方、第 50 条第 13 項第 1 号の「経営相談等業務」の対象は「他の事業者等」となっていることから、「取引先企業」に限定されないという理解でよいのか。 また、第 1 号の業務を行う場合には、上記監督指針で定める 4 要素に係る検討を行う必要はないという理解でよいのか。	前段についてはご理解のとおりです。 後段については、信用金庫法施行規則第 50 条第 13 項第 1 号に掲げる業務に該当すれば（なお、同条柱書に規定する要件も充足する必要があります。）経営等相談業務として許容され、この場合に監督指針記載の 4 要素の検討を行う必要はありません。
138	第 50 条第 13 項第 1 号にて「事業者等」は、「法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）」と定義されているが、以下について確認をしたい。 ①地方公共団体は、「法人」に該当するという理解でよいのか。 ②権利能力なき社団は、「法人その他の団体」に該当するという理解でよいのか。 ③投資事業有限責任組合や民法上の組合は、「法人その他の団体」に該当するという理解でよいのか。	ご理解のとおりです。
139	第 50 条第 13 項第 1 号の「当該事業者等の業務に関する事業者等や顧客の紹介」における「顧客」には、個人（事業を行っていない個人）の顧客も含まれるという理解でよいのか。 一方、個人（事業を行っていない個人）の顧客に対して信用金庫が事業者等や顧客を紹介する場合は同号に該当しないため、監督指針で定める 4 要素から検討する必要があるとの理解でよいのか。	前段についてはご理解のとおりです。 後段については、個人顧客に対し、信用金庫が事業者等を紹介する業務は、信用金庫法施行規則第 50 条第 13 項第 1 号に掲げる業務には該当しませんので、監督指針記載の 4 要素に基づいて、「その他の付随業務」に該当するか判断されるものと考えます。
140	「経営に関する相談の実施」に関しては、例えば営業やマーケティング、財務、人事、IT 化、生産性向上等に関する相談もこれに含まれるという理解でよいのか。	一般に「経営に関する」といえるものであれば含まれるものと考えます。
▽第 2 号関係		
141	第 50 条第 13 項第 2 号の「利用者」は、「顧客」に加えて、将来的に取引を行う可能性のあ	ご理解のとおりです。

	る者を含めた、より幅広い範囲を指す用語であるという理解でよい。	
▽第3号関係		
142	「プログラム」だけでなく「システム」についても、販売をできるように定めていただきたい。	システムはその性質上、既製品を販売するものではなく、設計や開発により構築されるものと考えます。他方、プログラムは既製品を販売するとの概念が該当するため、規定に相違が当然に生じるものと考えます。
143	信用金庫が事業者Xと共同して設計、若しくは開発したシステムに関して、他の事業者向けにシステムの設計等を行う際、事業者Xが主に対応を行い、当該信用金庫は対応支援を行うような場合、本号に該当するという理解でよい。なお、この場合、事業者Xから信用金庫に手数料等が支払われることを想定している。 また同様に、信用金庫が事業者Yと共同して設計、若しくは作成したプログラムに関して、他の事業者向けにプログラムの販売等を行う際、事業者Yが販売を行い、当該信用金庫は販売に係る支援（当該金庫への視察の受入、企業へのアドバイス等）を行うような役割の場合、本号に該当するという理解でよい。なお、この場合、事業者Yから信用金庫に手数料等が支払われることを想定している。	前段については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、信用金庫が行う業務が「システムの設計、開発」に該当する場合には、信用金庫法施行規則第50条第13項第3号に掲げる業務に該当し得るものと考えます。 後段については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、一般に「販売」といえるものであれば含まれるものと考えます。
144	信用金庫が他の事業者等と共同で設計・作成したプログラムについて、所有権は信用金庫に帰属していない場合であっても、信用金庫は当該プログラムの販売ができるという理解でよい。	そのシステム又はプログラムが、「当該信用金庫が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成した」もの、「又はこれに準ずるもの」に該当する場合には、ご理解のとおりです。
145	「プログラムの販売」に関しては、毎年、プログラムの利用に係る利用料を収受する方法も含まれるという理解でよい。	「販売」の方法に制限は設けておらず、一般に「販売」といえるものであれば含まれるものと考えます。
▽第4号関係		
146	事業者等からの依頼を受けて信用金庫の顧客向けにアンケート調査を行うことは、「調査業務」に該当するという理解でよい。 また、事業者等からの依頼を受けて、地域産業や特定業種の調査・分析等を行うことは、「調査業務」や「情報分析業務」に該当するという理解でよい。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、一般に「調査」又は「情報の分析」といえるものであれば信用金庫法施行規則第50条第13項第4号に掲げる業務に該当するものと考えます。
147	自治体や観光協会等に対して、信用金庫が観光支援等を行う場合、本号（信用金庫法施行規則第50条第13項第4号）に該当するという理解でよい。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、一般に「広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供」といえるものであれば信用金庫法施行規則第50条第13項第4号に掲げる業務に該当するものと考えます。
▽第5号関係		

148	「当該信用金庫の利用者について…」とあるが、利用者の子や孫（遠隔地に居住）が契約者となり、利用者が見守りの対象となる場合もあるため、必ずしも利用者自らが契約者である必要はないとの理解でよい。 また、「利用者」については、従前の金融庁パブコメ結果（平成 29 年 3 月 24 日付パブコメ No. 15～17）のとおり、既存の「顧客」に限定されず、地域の潜在的な顧客も含むという理解でよい。	ご理解のとおりです。
第 64 条第 4 項（一定の業務高度化等会社）関係		
149	第 64 条第 4 項第 5 号により、信用金庫の子会社として DMO 会社を設立することが可能という理解でよい。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、一般に「広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供」といえるものであれば信用金庫法施行規則第 64 条第 4 項第 5 号に掲げる業務に該当するものと考えます。
150	第 64 条第 4 項第 7 号で定める「成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務」とは、①利用者から成年後見制度に関する相談を受けること、②弁護士や社会福祉法人等から成年後見制度に関する相談を受けることや、これらと連携して対応を行うこと、当該子会社が財産管理に関与すること、③当該子会社が成年後見人等となり事務を行うことが可能となるという理解でよい。	ご理解のとおりです。
151	一定の高度化等会社については、第 64 条第 4 項第 1 号～第 9 号に掲げる業務を「専ら営む会社」又は障害者の雇用の促進等に関する法律の特例子会社を指すとされている。 例えば、同項第 2 号の地域商社業務を営む子会社が、信用金庫取引先の支援の一環としてコンサルティング業務を併せて営むことは、当該業務は第 64 条第 3 項第 15 号に定める経営相談等業務に当たるため第 64 条第 4 項第 8 号の業務として、取扱い可能であるという理解でよい。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、一定の高度化等業務を営む上で必要な業務（子会社対象会社が営むことができるものに限る。）を併せ営むことは、信用金庫法施行規則第 64 条第 4 項第 8 号に掲げる業務として可能なものと考えます。
152	昨年 12 月に公表された「銀行制度等ワーキング・グループ報告」（WG 報告）8～9 頁において、「一定の高度化等業務」に関しては、「高度化等会社が現に営んでいる業務や今後営み得る業務のうち、●銀行・銀行グループ以外の担い手が十分に存在しないことなどにより、社会経済において、銀行・銀行グループが営むことへの期待が高いと考えられる業務や、●金融業務との関連性から、銀行・銀行グループが営むことが社会的にも合理的であると認められる業務であって、●これまでの業務の実施状況等に鑑みて他業リスクや優越的地位の濫用、利	銀行制度等WG報告において、『一定の高度化等業務は、今後の業務の実施状況やニーズの変化などを踏まえて機動的に変更していくことが考えられる』とされており、これを踏まえ対応してまいります。

	益相反取引の著しいおそれがあるとは認められない業務」とされている。その上で、今回新設された第 64 条第 4 項は、WG 報告の脚注 17 において、「まずは」として列挙されていた 7 つの業務を明記したものである。 したがって、第 64 条第 4 項の規定に関して、当局は、上記 WG 報告の趣旨を踏まえ、銀行等の「他業銀行業高度化等会社」の取組状況や社会環境・経済情勢、地域・利用者等のニーズ等を勘案のうえ、弾力的に見直しを行っていただけるという理解でよいか。あわせて、見直しに関しては、定期的に見直し（例えば年 1 回）を行うような仕組みを検討してほしい。	
第 66 条（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）関係		
153	信用金庫が一定の高度化等業務を行う会社に対する議決権の取得・保有が 10%～50%の場合は信用金庫の子会社に該当しないため、当局に対する届出を行うという理解でよいか（認可手続きは不要との理解でよいか）。	ご理解のとおりです。
第 70 条（専門子会社の業務等）関係		
154	第 70 条第 5 項第 10 号の事業承継会社に関して、同項第 9 号の要件にも該当する場合には事業承継会社として、信用金庫が議決権の取得・保有ができることを確認したい。 また、その場合、第 70 条第 6 項の要件を満たせば、信用金庫本体による 10%超の議決権の取得・保有も可能であることを念のため確認したい。	信用金庫法施行規則第 70 条第 5 項第 9 号及び第 10 号のいずれにも該当する会社が同条第 6 項の要件を満たす場合、当該会社を事業再生会社として、信用金庫本体が 10%超の議決権を取得・保有することは可能です。
第 71 条（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）関係		
155	認可子会社の業務及び財産の状況について、従来は書面を示して総会に報告を行う必要があったが、第 71 条の改正により、書面を示す手段以外に書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を示す手段が新たに規定されたと理解している。 当該手段については、例えば、総会出席者に対する書類の交付は行わずに、プロジェクター等により映写して説明すること等が可能との理解でよいか。	ご理解のとおりです。
第 100 条（届出事項）関係		
156	特殊関係者の業務内容の変更を知ったときの届出が不要となるとの理解でよいか。	特殊関係者が業務の内容を変更した場合の届出は、信用金庫法施行規則第 100 条第 1 項第 24 号から第 26 号までのとおりです。
○農林中央金庫法施行規則		
第 95 条（専門子会社の業務等）関係		

157	農林中央金庫法施行規則第 95 条第 5 項第 9 号トは、銀行法施行規則と同様とすべきではないか。	ご指摘を踏まえ修正しました。
第 100 条（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）関係		
158	農林中央金庫法施行規則第 100 条第 7 項第 1 号は、第 100 条第 2 項第 1 号と同様とすべきではないか。	ご指摘を踏まえ修正しました。
○保険業法施行規則		
第 52 条の 3 の 3（地域の活性化等に資する業務）関係		
▽第 3 号関係		
159	保険業法施行規則第 52 条の 3 の 3 第 3 号については、他の事業者に対して、保険会社が開発を行ったシステムやプログラムを販売することを想定するが、「共同して設計、もしくは開発・・・又はこれに準ずる」の範囲をどのように解釈をしたらよいか。例えば、他社が海外で開発をしたシステムやプログラムを日本において販売するため、日本の商慣習にあうように当該開発事業者とともに日本版を作成した場合も共同して設計、もしくは開発という範囲という理解でよいか。	ご指摘の範囲については、その実態等を踏まえて、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 例えば、他社が海外で開発をしたシステムやプログラムについて、保険会社が日本版を作成した場合には、実態として設計、開発を行ったといえるかどうかなどを確認した上で判断する必要があります。
▽第 5 号関係		
160	保険業法施行規則第 52 条の 3 の 3 第 5 号については、保険会社が対面かつ接触での訪問のみならず電話やweb 会議で見守り対象者の様子を伺うことや、訪問等の結果を家族に伝えるといった訪問に付随する対応も認められるという理解でよいか。	ご指摘の業務については、保険会社が利用者を巡回訪問することが前提となっていることに留意する必要がありますが、巡回訪問に加えて、電話やweb 会議を介して利用者の状況を確認する行為も含まれます。 また、利用者の了承のもと、保険会社が当該業務により取得した情報を家族に伝達する行為についても本号の業務に含まれます。
161	保険業法施行規則第 52 条の 3 の 3 第 5 号の「利用者」には、保険契約者等（保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者）に限らず、保険会社の潜在的な利用者も含まれ得るとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
162	保険業法施行規則第 52 条の 3 の 3 第 5 号の「通報」を行う主体には、「利用者」本人のみならず、「利用者」の家族など、当該業務に係る契約において「利用者」が指定した通報者も含まれるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
第 56 条（専門子会社の業務等）関係		
163	保険業法第 106 条第 1 項第 12 号および保険業法施行規則第 56 条第 4 項により、従属業務会社の要件として、保険会社等のためにその業	法令上、従属業務すなわち「当該保険会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を

	務を営んでいることが定められているところ、親保険会社グループからの収入が僅かでもあれば当該要件に該当し、どの程度親保険会社グループからの収入が必要かは各社がグループ戦略等に照らして決定するものとの理解でよい。要件への該当の判断における留意点等があるか。	営んでいるもの」であることを判断するにあたっての収入等の要件を規定していません。その業務の内容、取引の実態等を踏まえて、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
第 57 条の 2 の 2（一定の保険業高度化等会社）関係		
164	保険会社において障害者の雇用の促進等に関する法律の子会社・関係会社・関係子会社を「一定の保険業高度化等会社」として保有（その議決権を基準議決権数を超えて取得）することを検討する場合、当該子会社の業務については保険業法施行規則第 58 条第 2 項に掲げる基準に適合していることを確認すればよい。	ご理解のとおりです。
第 58 条の 3（保険会社による保険会社グループの経営管理の内容等）関係 第 210 条の 6 の 3（保険持株会社による保険持株会社グループの経営管理の内容等）関係 第 210 条の 6 の 4（保険持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務）関係		
165	平成 28 年銀行法改正時のパブリックコメント（平成 29 年 3 月 24 日結果公表）の「銀行法（金融グループ）関係」No. 25～No. 33 では、経営管理の内容について、「必ずしも従前銀行持株会社において行われてきた業務でなくとも、経営管理の内容に必然的に随伴すると思われる業務については、改正法施行後も当然に行うことができる」とされています。本回答は基本的に保険持株会社グループについても当てはまるものであり、以下に例示する業務は、保険持株会社における経営管理の内容として認められるという理解でよい。 また、同パブリックコメントの No. 36 では、銀行（他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないもの）の経営管理について、「銀行による子会社の経営管理業務は、従前も銀行業に付随する業務に含まれていたと考えられるところ、銀行法第 16 条の 3 第 1 項は経営管理の実効性の確保の観点から銀行に求められる内容を明示したもの」「経営管理に係る規定は銀行持株会社の場合と同様の内容であるため、これに必然的に伴う業務である経営管理に附随する業務についても同様に銀行業に付随する業務として行い得る」旨回答されています。本回答は保険会社（他の保険会社又は保険持株会社の子会社でないもの。以下同じ。）にも当てはまるものであり、以下に例示する業務は、保険会社における経営管理の内容としても認められるという理解でよい。 <例> ・子会社で生じた事象に係る法令解釈	保険持株会社による保険持株会社グループの経営管理又は保険会社による保険会社グループの経営管理の内容については、当該グループ全体の経営方針が明確に策定され、それがグループ各エンティティにおいて浸透・徹底されるとともに、当該方針の実行に伴う各種リスクを的確に把握し、リスク顕在化時にも適切に対応できる体制の構築・運用が求められます。今般の保険業法改正は、これまで必ずしも法文上明確ではなかったこのような内容を法文上明確化したものです。 平成 28 年銀行法改正時のパブリックコメントにおける「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」（平成 29 年 3 月 24 日公表）の「銀行法（金融グループ）関係」で示された「金融庁の考え方」については、銀行と保険業の業態の差異を考慮する必要がありますが、基本的には、保険持株会社又は保険会社についても同様です。 したがって、従前から保険持株会社又は保険会社において行われてきた業務や、必ずしも従前保険持株会社又は保険会社において行われてきた業務でなくとも、経営管理の内容に必然的に随伴すると思われる業務については、当然に行うことができるものと考えられますが、例示された業務については、必ずしも業務内容が明らかでないものが含まれていますので、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。

	・コンプライアンスに係るモニタリング ・リスク事象に係るモニタリング ・子会社に対する内部監査 ・生保事業関連規制に関する情報収集、子会社への情報共有、行政機関とのコミュニケーション	
166	保険業法施行規則第210条の6の4第1項第13号について、銀行持株会社には銀行業務に係る商品開発に制限がないことや、保険会社においても、保険商品開発を保険持株会社に集約することは、グループの一体的・効率的運営に資することでありこの点銀行と異なることから、本号括弧書は、保険商品の開発に係る業務のうち、基礎書類に定める事項の変更の認可申請等、保険会社が法令上自ら行うこととされている業務は対象としないということを確認的に規定したものとの理解でよい。	保険業法施行規則第210条の6の4第1項第13号括弧書きの趣旨は、事業方法書等の変更認可申請など保険業法上、保険会社が主体となって対応しなければならない事項を保険持株会社が行うことができる業務から除外するものです。
167	保険業法第271条の21の2第2項においては、保険業法施行規則第210条の6の4第1項に規定する「保険持株会社が営むグループ共通業務」を保険持株会社が行おうとする際には、原則として内閣総理大臣認可が必要と規定されている。 他方、同条第2項ただし書で内閣府令で定める「軽易な業務」については大臣認可不要としているが、これらの「軽易な業務」からは、「当該保険持株会社グループに属する外国の会社に係る業務を除く」ものとされているため、現行案では、例えば保険持株会社が、以下のような事務を行うためには、内閣総理大臣認可が必要と思われる。 ・海外のグループ会社でも共通利用する英語パンフレットの印刷・製本 ・海外のグループ会社も含めた当社グループ全般の広告作成（特に海外グループ会社所在国での利用も想定するもの） ・海外のグループ会社から他のグループ会社への顧客取次ぎ ・保険持株会社が実施するグローバルな役職員向けの研修（例：コンプライアンスやグループビジョンの共有等についての研修） 一方、これらの業務についても、改正保険業法第271条の21の2の趣旨を害するとも思われないことから「軽易な業務」に指定いただく余地があると考えたが、「当該保険持株会社グループに属する外国の会社に係る業務を除く」と一律に除外している理由についてご教示いただきたい。	保険持株会社が共通・重複業務を行う場合には、当局として、その規模、具体的な内容などを確認する必要があることから、原則として認可制としています。 一方で、保険持株会社が国内の子会社のために行う共通・重複業務については、その業務の内容や当該業務に課せられる規制などを踏まえると認可が必要ないと考えられるものもあることから、一定の業務については認可の対象から除外しています。 しかしながら、外国の子会社については、外国の制度や規制などが様々であることを踏まえると、国内の子会社のために行う場合には認可が必要ないと判断される共通・重複業務であっても、一律に「軽易な業務」と判断することは困難と考えます。
○金融商品取引法関係		

168	金商業等府令第 66 条の 2 第 1 号で、他の「事業者等」の定義が定められた。これに伴い、既存の金商業等府令で「他の事業者」が使用されている文言（例えば、同府令第 68 条各号に散見される。）を「他の事業者等」の文言に修正すべきではないか。銀行法施行規則改正案第 17 条の 3 では「他の事業者」の文言が「他の事業者等」の文言に修正されている。	ご指摘を踏まえ、規定を修正します（金商業等府令第 68 条第 8 号、第 21 号及び第 22 号）。
169	金商業等府令第 66 条の 2 に関し、第 1 号であれば金商法第 35 条第 1 項第 11 号及び第 12 号等、第 3 号であれば金商業等府令第 68 条第 8 号、第 4 号であれば金商業等府令第 68 条第 22 号として既に実施可能であった業務と理解しているが、今回の改正で実質的に業務範囲が拡大したという理解でよいのか。また、業務範囲が拡大したということであれば、それは具体的にどのような内容か。	今回の改正により、従前、金商業等府令第 68 条に基づき行っていた届出業務のうち、改正後の金商業等府令第 66 条の 2 に規定する業務に係る要件を満たすものは、銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 に規定する業務と同様に、取引先に対するものか否かにかかわらず届出をせずに行うことができることとなります。 一方、当該要件を満たさないものについても、引き続き金商業等府令第 68 条に該当する業務として届出をした上で行うことができます。 ただし、具体的な規制の適用については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
170	金商業等府令案第 66 条の 2 第 4 号に関し、届出業務である他の事業者の広告宣伝（金商業等府令第 68 条第 22 号）との線引きはどのように整理すべきか。例えば、地元企業から要請を受け、当該企業の宣伝チラシを交付する・当該企業の所在する支店の顧客にメールを送付するといったことは、付随業務として届出を行うことなく実施可能となるという理解でよいのか。また、（当該企業の所在する支店にとどまらず）全国の支店の顧客にメールを送付するといった場合は、「地域の活性化」の範疇を超え、届出業務として行うこととなるのか。	
171	金商業等府令第 66 条の 2 第 4 号で、「他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務」が定められているが、届出業務である「他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務」（同府令第 68 条第 22 号）との関係はどのようなになるのか。第 66 条の 2 柱書括弧書の内容を充足するものは付随業務となり、その内容を充足しないもの（支障を及ぼすおそれがあるもの）は届出業務になるのか。	
172	金商業等府令第 68 条第 21 号の「その行う業務に係る顧客に対し他の事業者のあっせん又は紹介を行う業務」の「その行う業務に係る」を削除していただきたい。 「その行う業務に係る顧客」として「その行う業務に係る」を記載している趣旨は明確ではないが、今回、銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 1 号で「取引先」要件を課さないのであれば、平仄を合わせて、金商業等府令第 68 条第 21 号も改正してもよいのではないかと考える。	

173	金商業等府令第 66 条の 2 第 2 号に関し、これまでも出向の形で自社の人材を送り込むケースはあったと思われるが、今回の改正後は派遣業に係る許可を取得した上で登録型人材派遣として行わなければならないということではなく、従来通りの出向は特段の規制なく行えることを確認したい。	
174	海外投資家等特例業務又は移行期間特例業務の届出者にも自己取引・運用財産相互間取引の原則禁止に係る規制が適用されるが（金商法第 42 条の 2 第 1 号・第 2 号、第 63 条の 9 第 8 項、附則第 3 条の 3 第 4 項）、特に海外において一般的に行われているマスター・フィーダー方式のファンド（投資家からフィーダー・ファンドに対して出資された金銭等のほぼ全額がそのままマスター・ファンドへ出資され、実際の運用はマスター・ファンドにおいて行われるもの）においては、マスター・ファンドとフィーダー・ファンドの GP が同一であったとしても、フィーダー・ファンドがマスター・ファンドへの出資を行うことが GP の自己取引又は運用財産相互間の取引に該当しないことを確認したい。マスター・フィーダー方式のファンドにおいては、投資家は、各ファンドの契約や GP からの説明により、当該ファンドが上記のようなマスター・フィーダー方式であることや、マスター・ファンドにおける投資方針を含む全体の仕組みを認識した上で投資判断を行うものであり、かつ、一つのマスター・ファンドに対する各フィーダー・ファンドによる出資の仕組みは（フィーダー・ファンドを用いる理由となった法律上、税務上、規制上の差異等に基づく合理的な相違を除き）実質的に同様の仕組みで行われ、特定のフィーダー・ファンドの投資家にとって有利又は不利な条件となることも想定されないため、これらの事情を前提とすれば、自己取引又は運用財産相互間取引に係る規制を適用する必要もないものと考えらる。	金商法第 42 条の 2 第 1 号に規定する自己取引又は同条第 2 号に規定する運用財産相互間取引に該当するかどうかについては、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものではありませんが、各フィーダー・ファンドの契約書その他の附属書類においてマスター・ファンドにおける投資方針やマスター・ファンド持分の内容が明らかとされており、各フィーダー・ファンドが他のフィーダー・ファンドと比較して有利又は不利な条件とならないことが担保されているのであれば、基本的には該当しないものと考えられます。
175	金商業等府令第 246 条の 10 第 2 項第 1 号の「特定投資家」には、その文言上、金商法第 34 条の 3 又は第 34 条の 4 により特定投資家とみなされる投資家も含まれるという理解でよいのか。	ご理解のとおりです。
176	金商業等府令第 246 条の 18 第 1 号に定める「その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況並びに組織体制」の具体的内容について、金商業者等監督指針 VI-2-8 では、VI-2-5 のほか VI-2-7 にも準ずることとされており、また、VI-2-8-1（1）で言及される VI-1-2	人的構成の要件に関する意見については、ご理解のとおりです。 なお、コンプライアンス業務を外部委託する場合には、外部委託先において、コンプライアンス業務に係る十分な知識及び経験を有する者を確保するとともに、届出者においても、その役職員

	では「Ⅵ－３－１に規定する事項に照らし」とされ、通常の投資運用業に関する基準（Ⅵ－３－１－１（１））の他、適格投資家向け投資運用業に関する基準（Ⅵ－３－１－２（２））も含まれているものと考えられる。 これらからすれば、海外投資家等特例業務においては、通常の投資運用業に関する基準（Ⅵ－３－１－１（１））を充足する場合はもちろんであるが、（その運用資産総額や投資家の種別が適格投資家向け投資運用業の要件を充足するか否かにかかわらず、）適格投資家向け投資運用業に関する基準（Ⅵ－３－１－２（２））を満たすのであれば、上記人的構成の要件を充足するとの趣旨と考えられるが、そのような理解でよい（例えば、海外事業者の子会社が海外投資家等特例業務の届出を行う場合、当該届出者の本国におけるグループ会社にコンプライアンス業務を外部委託すること（Ⅵ－２－７－１（２）②、Ⅵ－３－１－２（２）②参照）も可能という理解でよい）。 また、移行期間特例業務に関する金商業等府令附則第 36 条第 1 号についても、Ⅵ－２－９において「Ⅵ－２－８の各規定に準じる」とこととされているため、上記と同様の理解でよい。	として、コンプライアンスを担当する者を確保することが必要と考えられます。 また、運用責任者等の設置に関する意見については、金商法第 63 条の 9 第 1 項第 4 号、金商法施行令第 17 条の 13 の 6 及び金商業等府令第 246 条の 12 において、海外投資家等特例業務届出者に「法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者その他これに準ずる者」及び「運用を行う部門を統括する者その他これに準ずる者」に該当する使用人があるときにその者の氏名を届け出を求めているものではない場合であっても、金商業等監督指針Ⅵ－３－１－１（１）、Ⅵ－３－１－２（２）に準じて、資産運用を行う者やコンプライアンスを担当する者として、例えば、これらに関する業務に 1 年以上従事していた者等、十分な知識及び経験を有する者を確保することが適切と考えられます。 いずれにせよ、コンプライアンス業務及び運用業務を外部委託する場合も含めて、その行う海外投資家等特例業務の規模等に応じて、適切な業務運営を確保する観点から、体制整備を行う必要があるものと考えられます。
177	金商業等府令第 246 条の 14 第 1 項第 1 号において、「業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面」が必要とされているが、運用責任者（投資判断を行う者）及びコンプライアンスオフィサーを置く必要があるという理解でよい。 必要がある場合、運用責任者及びコンプライアンスオフィサーには、どの程度の知識・経験が必要か、ご教示いただきたい。	
178	金商業等府令第 246 条の 14 第 1 項第 2 号の「海外投資家等特例業務に関する社内規則」の内容としては、どのような社内規則が求められるのか。	個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものではありませんが、海外投資家等以外の者が権利者となることを防止するための措置に関する規定のほか、その行う海外投資家等特例業務の規模等に応じて、適切な業務運営を確保するための規定が必要と考えられます。
179	金商法施行令第 17 条の 13 の 7 の読替えて個人を除外するのは、法律の委任する範囲を超える規制ではないか。反対。	
180	金商法施行令第 17 条の 13 の 7 の読替えなどは技術的で国民に理解できない。趣旨も明らかにせず改正するのは違和感がある。	ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、外国に住所を有する個人である金融商品取引業者についても、金商法第 63 条の 11 第 1 項の規定による届出は可能です。金商法施行令第 17 条の 13 の 7 は、金商法第 63 条の 12 の規定の適用にあたって、「外国法人」を「外国法人又は外国に住所を有する個人」に読み替えることとする規定であり、外国に住所を有する個人である金融商品取引業者を除外するものではありません。

181	金商業等府令別紙様式の「役員の業績連動報酬の状況」の項目について、「業績連動報酬（その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。）」の記載があるが、「その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等」はベンチマーク対比で生じた利益をもとに算定されると理解しているが、その理解でよいのか。 その理解であれば権利者の財産を運用するファンドマネージャーには適する指標と考えられるが、大手運用会社で複数ファンドの運用の責任者である役員にはあまり適合しないのではないかと。したがって、「その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬」とは、例示であり、「等」には、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式にある「利益の状況を示す指標」が含まれるという理解でよいのか。また、他の例があればご教示いただきたい。	本規定の対象となる報酬額は、運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定されるものです。当該利益は、ベンチマーク対比で生じた利益に限らず、運用から生ずる利益全体が該当することとなりますが、運用以外から生ずる利益については含まれません。 「報酬等」は、金商業等府令別紙様式第 12 号等において、「報酬、その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、直近事業年度に係るもの及び直近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（直近事業年度前のいずれかの事業年度に係る事業報告書に記載したものを除く。）」と定義されています。 なお、「役員の業績連動報酬の状況」に係る記載は、第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者と同様、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者が作成する事業報告書及び説明書類にも同様に記載されるべきものですが、当該説明書類への記載を要する点について条文上必ずしも明らかではありませんでしたので、これが明らかとなるよう条文を修正しました。（金商業等府令第 174 条第 2 号ハ）
182	海外投資家等特例業務届出者を追加する改正の趣旨を明らかにするべし。	いずれの規定に対するご指摘であるのか必ずしも明らかではありませんが、今般の海外投資家等特例業務に関する改正は、グローバルな拠点再配置の加速に呼応して海外の金融機関・資金を取り込み、日本市場が「国際金融センター」としての機能を発揮していくことができるよう、令和 3 年度改正金商法において、主として海外のプロ投資家を顧客とするファンドの投資運用業者について、届出による参入制度を創設したものです。
○金融サービス仲介業者等に関する内閣府令		
第 16 条（預金等媒介業務を適正かつ確実に行うことについて支障を及ぼすおそれがある場合）関係		
183	金融サービス仲介業者等府令第 16 条第 1 項第 2 号及び銀行法施行規則第 34 条の 37 第 1 項第 7 号の趣旨は従前のおりと理解してよいのか。（再掲）	規定振りの適正化を行うものであり、ご理解のとおりです。
184	金融サービス仲介業者等府令第 16 条第 1 項第 2 号の「その業務について相手方金融機関と金融サービス仲介業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合」には、例えば、金融サービス仲介業者が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う相手方が当該金融サービス仲介業者の媒介によって相手方金融機関に申込みをした無担保の貸付け又は手	ご指摘の事例の詳細が必ずしも明らかではなく、一概に回答することは困難ですが、相手方金融機関と金融サービス仲介業者の利益が相反する取引が行われる可能性があるかと認められるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。

	形の割引を全件謝絶する取扱いを行う場合は含まれるか、教えてほしい。	
○預金保険法施行令		
第 30 条の 2（事業譲渡等における債権者保護手続の特例により変更することができる契約の条項）関係		
185	新設された第 30 条の 2 における、第 1 号の金利と第 3 号の利息等は、いったい何が違うのか。	預金保険法施行令第 30 条の 2 第 1 号の「金利」は預金の利率や定期積金の利回りなどを指し、同条第 3 号の「利息等」は預金の利息や定期積金の給付補填金などを指します。 なお、預金の利息の額は、預金の額を元本として、利率により計算した金額をいいます。